

官報

号外 令和二年一月二十八日

○第二百一回 衆議院会議録 第四号

令和二年一月二十八日(火曜日)

午後五時 本会議

○本日の会議に付した案件

令和元年度一般会計補正予算(第1号)
令和元年度特別会計補正予算(特第1号)
令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

午後七時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和元年度一般会計補正予算(第1号)、令和元年度特別会計補正予算(特第1号)、令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

令和元年度一般会計補正予算(第1号)

令和元年度特別会計補正予算(特第1号)

令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(大島理森君) 令和元年度一般会計補正予算(第1号)、令和元年度特別会計補正予算(特第1号)、令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)、令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)外二案

号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長棚橋泰文君。(発言する者あり)

令和元年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書
令和元年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書
令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔棚橋泰文君登壇〕

○議長(大島理森君) 御静粛に。

○棚橋泰文君 ただいま議題となりました令和元年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、歳出において、昨年十二月五日に閣議決定された安心と成長の未来を拓く総合経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、既定経費の減額を行うこととしております。

また、歳入において、前年度剰余金の受入れ、租税及び印紙収入の減額、公債金の増額などを行うこととしております。

これらの結果、令和元年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに当初予算から三兆九百四十六億円増加し、百四兆六千五百十七億円となります。

特別会計予算については、財政投融資特別会計、東日本大震災復興特別会計など十特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫において、所要の補正を行うこととしております。

なお、財政投融資計画については、総合経済対策を踏まえ、一兆四千五百三億円を追加しております。

この補正予算三案は、去る一月二十日本委員会に付託され、二十四日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日から質疑に入り、本日、質疑を終局し、討論、採決を行いました結果、令和元年度補正予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。山内康一君。

〔山内康一君登壇〕

○山内康一君 私は、立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、社会民主党、無所属フォーラムの共同会派を代表し、ただいま議題

となりました令和元年度補正予算に対し、反対の立場から討論いたします。(拍手)

まず、本題に入る前に、安倍政権の政治姿勢について申し上げなくてはなりません。

昨年の臨時国会では、公選法違反の疑惑を持たれた閣僚が二人相次いで辞任し、ともに説明責任を果たすことなく、二カ月半にわたって雲隠れするという異常事態が起きました。さらに、昨年

十二月には、カジノ担当の副大臣だった現職国会議員が逮捕されるという異常事態が続きました。

桜を見る会をめぐる数々の疑惑、招待者名簿の廃棄という公文書管理の問題など、疑惑のオンパレードです。これらの疑惑に対し、多くの国民が

関心を持っており、安倍内閣には説明する責任があります。

しかし、安倍総理も閣僚の皆さんも、真摯に説明し、情報を開示しようという姿勢が全く見られません。予算委員会での質疑でも、質問に正面から答えず、壊れたレコードのように逃げの答弁を繰り返すばかりで、起きてしまった問題に対する真摯な反省もなければ、国民に丁寧に説明しようという謙虚な姿勢も見られません。

それでは、本題に入ります。

令和元年度は、台風十九号を始めとして、全国各地で数多くの自然災害が発生した年でした。私たち野党も、被災された多くの方々の生活を再建し、地域の復興を加速するため、一刻も早くきめ

の細かい補正予算の編成を急ぐべきと主張してまいりました。

したがって、政府提出の補正予算のうち、自然災害からの復旧復興の加速に関する予算については、当然必要であり、その内容に異論はありません。しかし、本来であれば、昨年の臨時国会で措置すべき内容でした。自然災害からの復旧復興は一刻を争うということを考えれば、政府の対応は余りにも遅かったと言わざるを得ません。

その一方で、補正予算の全体像を俯瞰すると、さまざまな問題があり、いずれも看過できません。そのため、残念ながら、補正予算全体としては反対せざるを得ません。

以下、その理由を申し述べます。

補正予算の編成目的について、政府は、台風十九号など相次ぐ自然災害からの復旧復興を加速するとともに、経済の下振れリスクに対応するためとしています。

しかしながら、今回の補正予算における追加歳出の約四・五兆円のうち、自然災害からの復旧復興の加速に関する経費は、約六千九百億円にすぎず、全体の二割未満です。

また、経済の下振れリスクについても、もともとアベノミクスの失敗によって個人消費が落ち込んでいたところに、昨年の消費税増税の影響が追い打ちをかけた側面が大きく、経済不振の真の原因を真摯に分析した上での確な対策を講じたものとはなっておりません。

本来、補正予算というものは、年度当初に想定できなかった内容について、やむを得ない事情により編成するものです。しかし、近年、当初予算に計上すべき経費を補正予算に回すことで次年度の当初予算を少なく見せかける慣行が定着しています。二〇二〇年度の当初予算に入り切れなかったさまざまな項目を無理やり補正予算にねじ込んだと思われる、悪乗り政策経費が散見されま

す。補正予算にねじ込むことで、当初予算における国債発行額を少なく見せるトリックなのかもしれませんが、予算の実際の姿をごまかすものでしかありません。

例えば、今回の補正予算における防衛省予算では、後年度負担の歳出化経費、いわゆる兵器ローンの支払いとして、多額の予算が計上されています。しかしながら、これは、本来、当初予算として計上すべきものであり、補正予算の性格にはなじみません。また、納期おくれなど問題が多い米国からの対外有償軍事援助、いわゆるFMS調達

の支払いに充てる千七百七十三億円など、我が国の経済対策とはおよそ無関係な予算も含まれています。自衛隊の災害派遣に係る経費を補正予算で手当するのは当然のことであり、納得できます。しかし、本来は当初予算で支払うべき兵器ローンの返済まで補正予算で対応するのは悪乗りです。結果的に、令和二年度の防衛予算は実態よりも少な

く見えます。防衛費の増加傾向を目立たなくするための手段であることは明らかだと思います。

次に、財政法六条の規定に、前年度剰余金は二分の一以上を借金の返済に充てるべきとするルールがあります。しかし、今回の補正予算に際しては、二分の一を超える額を政策経費に活用できるようにする特例法が国会に提出されております。これは、東日本大震災以来の異例の対応だと承知しています。

今回の補正予算においては、税収欠損と経済対策実施の財源として、多額の新規国債発行が盛り込まれています。ところが、財源をよく見ると、特例法により前年度の剰余金全体の約一兆三千億円が政策経費に活用可能となるのに対し、補正予算における政策経費への充当額は約八千億円にすぎません。特例法なしでも活用可能であった約六千六百億円にプラスされる金額は、約一千四百億円にすぎません。その剰余金五千億円余りは、令和二年度予算へと振り向けられることとされています。

本来であれば、補正予算における新規国債発行額を少しでも抑制するために、これらの剰余金の全額は補正予算で使い切るべきではないでしょうか。

その一方で、政府は、令和二年度予算の編成に際し、新規国債発行額を約一千億円減額し、これは安倍内閣発足以来八年連続の減額であると宣伝しています。しかし、この一千億円の減額は、補

正予算とセツトの特例法で捻出した予算を令和二年度予算の政策経費に流用したからこそ実現できたにすぎません。

このことは、財政法の趣旨に反するばかりか、あたかも財政が健全化しているかのように見せかけるこそくナトリックであり、国民の目を欺くものです。

以上、今回の補正予算の問題点を申し述べ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 秋本真利君。

(秋本真利君登壇)

○秋本真利君 自由民主党の秋本真利です。

私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となっております令和元年度一般会計補正予算(第1号)、令和元年度特別会計補正予算(特第1号)及び令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)、以上三案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国の経済は、七年間にわたるアベノミクスの取組の結果、株価は二倍以上に、有効求人倍率は全ての都道府県で一倍を超え、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に達するなど、力強い成長を続けてきました。現状においても、日本経済は内需を中心に緩やかな回復基調にあります。

その一方で、昨年発生した台風十五号や十九号など、千葉県や各地で相次いだ自然災害による甚大な被害や、米中貿易摩擦等の海外発の下方リスクに対して、政府は万全の対策を期する必要がある

ります。

特に、自然災害による被害については、水害を中心に、広範囲にわたる甚大な被害が発生し、国民生活に非常に大きな影響が生じています。今後、いつでも起こり得る自然災害から、国民の生命、身体、財産をしっかりと守らなければなりません。

こうした現状認識に立ち、先般、安心と成長の未来を拓く総合経済対策が閣議決定されました。この力強い政策パッケージを実行に移すものが、この補正予算であります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

まず、相次ぐ自然災害による甚大な被害に対して、復旧復興を加速し、地域における経済活動の停滞を一刻も早く解消するとともに、近年の災害の激甚化を踏まえて、水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化のさらなる強力な推進によって災害に強い国土をつくり上げ、これによって国民の安全、安心を守る予算となっております。

また、強靱なエネルギー供給の確保も重要であります。昨年発生した台風十五号は、千葉県を中心に、未曾有の停電被害をもたらしました。エネルギーの分野においても、中央集権的な従来の構造を地域分散型のエネルギーシステムに抜本的に転換していくことが必要ではないでしょうか。

世界では、太陽光、風力等の再生可能エネルギー

ギーの急激なコストダウンが実現し、地域と共生し、地域に産業を生み出す再生可能エネルギーの導入が大きな潮流となっております。我が国でも、この地域分散型のエネルギーの導入が、国と地域をより強靱なものとし、我々の社会と未来を切り開いていくものと確信しています。

分散されたエネルギーリソースと蓄電池等を組み合わせる本補正予算案は、再生可能エネルギーの導入と強靱化をあわせて促進し、再生可能エネルギーを我が国の主力電源としていくことにつながります。

次に、経済の下振れリスクを乗り越えようとする方々への重点施策として、中小企業、小規模事業者による生産性向上支援や、新たな国際環境に直面する農林水産業者の方々の懸念や不安を払拭しつつ、チャンスを最大限に生かして付加価値を高めることができる施策が盛り込まれています。

最後に、ソサエティー五・〇やSDGsの実現に向けて、イノベーションを促進し、先端技術が社会に実装するとともに、国の将来を見据え、将来を担う人材に対する思い切った投資を行い、さらに、東京オリンピック・パラリンピック後も見据え、インバウンド需要の持続的な取り込みに資する基盤整備等により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現に資するものとなっております。

以上が、本補正予算に賛成する主な理由であります。

議員諸兄姉の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、二〇一九年度補正予算案に反対の討論を行います。(拍手)

初めに、桜を見る会やカジノ汚職などで、安倍総理の政治責任が厳しく問われています。

桜を見る会で問われているのは、政府の公的行事に総理の地元後援会事務所が幅広く参加者を募り、地元有権者を接待した疑惑であります。これが、公的行事を利用した税金の私物化や公選法違反に当たるのではないかとという疑惑であり、さらに、公文書を隠蔽、廃棄して組織的隠蔽を図ったのではないかと、これが問われているのであります。

安倍総理は、疑念に対しては丁寧な、真摯に答えないといけないと言いつつ、証拠も示さないうまま同じ答弁を繰り返して、あぐらの果てに、募ると募集は違うという驚くべき答弁を行うなど、説明責任を全く果たしていません。

二日間の質疑で疑惑は一層深まりました。野党が要求している資料を開示し、徹底究明することを強く要求するものです。

カジノ汚職では、担当副大臣が逮捕されるといふ重大事態が起きているもとで、カジノ利権を徹

底的に洗い出すことが必要だということを厳しく指摘するものです。

補正予算について述べます。

災害対策の予算は当然ですが、昨年の台風などによる被害はいまだに復旧しておらず、政府のさらなる対応が必要です。今こそ被災者生活再建支援法の抜本改正をするよう強く求めるものです。

本案の最大の問題は、巨額の軍事費です。

そもそも財政法上、補正予算は、予算編成後に生じた事由に基づく特に緊要な場合に限って認められます。ところが、安倍政権は、この間、戦闘機、護衛艦、ミサイルなどの購入経費を補正予算に盛り込むやり方を常態化させてきました。これは、補正予算の趣旨を根本からゆがめるものです。

本案にも、この傾向が顕著に出ています。

軍事費は四千二百八十七億円に上りますが、その九割を占めるのが、F35A戦闘機や空中給油機などを取得するための歳出化経費、つまり、兵器購入の分割払いの前倒しです。既に発注済みの兵器の後年度負担分を繰り上げて払うことに緊急性はなく、ましてや経済対策でもありません。

補正後の後年度負担は、新規が二・六兆円、総額は五・四兆円に達しています。本案は、将来の財政を圧迫し、国民生活に必要な施策ができなくなる危険性を増大させるものであり、断じて容認できません。

もう一つは、消費税増税による悪循環を加速させる点です。

消費税一〇％増税の強行で、日本経済は新たな消費不況に陥りつつあります。アベノミクスの破綻に加え、消費税の増税が暮らしと経済を冷え込ませており、その結果、政府の税収見通しも二兆三千百五十億円もの減額となつています。

本案は、経済対策のために二・二兆円、税収不足の穴埋めのために二・二兆円、合わせて四・四兆円もの国債を追加発行しようとしています。これは、消費税増税分を吹き飛ばす規模です。しかも、その使い道は、新規大型開発がメジロ押しであり、国民の暮らしを応援するものではありません。

消費税増税により景気を悪化させ、その対策として大型補正を組み、巨額の国債を発行して財政負担をふやし、経済も財政もさらなる困難に追い込む、この悪循環をまた繰り返すつもりでしょうか。

格差を是正し、暮らしを応援する政治へ、税金の集め方、税金の使い方を根本的に改めることを強く求めて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 杉本和巳君。

(杉本和巳君登壇)

○杉本和巳君 日本維新の会の杉本和巳です。

私は、我が党を代表して、令和元年度一般会計補正予算(第1号)外二案に対して討論をいたしま

す。(拍手)

私たち維新は、未来への責任を果たす責任政党であることを自覚し、今国会においても国家国民の皆様のために建設的な政策議論を行う対話の国を実現すべく努力してまいります。

本補正予算案は、昨年の夏から秋にかけて日本列島を次々と襲った台風、大雨による被害からの復旧復興と国民に安全、安心をもたらす措置や、被害を軽減するための防災、減災への費用が計上されております。この意味において必要な予算であることについては同意いたします。

一方で、災害関連以外の経費を補正予算に入れることは本場に適切なのでしょうか。財政法第二十九条にある補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費に充てられるべきです。

一月二十日に閣議決定された、令和二年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度には、十五カ月予算という言葉が使われています。これは、毎年補正予算を組むことを前提とし、深く議論されない項目が入り込むことが常態化する問題があります。経済の下振れリスクや将来投資の予算は、日本の将来を左右する大事な論点であって、堂々と本予算にのせるべきです。加えて、財政法第六条第一項を適用しない措置を今後に常態化させることもあってはなりません。

経済問題や将来への投資は、国民にとって生活

や社会保障などにつながる身近な最大の関心事です。維新は、現与党と旧民主党が合意した社会保障と税の一体改革を更に超える、税と社会保障と労働市場の三位一体の改革についての法案の提出準備を進めております。未来への責任を果たす責任政党として、大きな改革を提案していきますので、日本の明るい未来に向けて大いに議論していただきたいと思います。迅速かつ誠実な対応をとることを政府・与党に対し強く要望いたします。

維新は、枚挙した問題点を指摘しつつも、総合的に勘案した上で、令和元年度一般会計補正予算案(第1号)外二案に賛成いたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長大口善徳君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、今回の補正予算による国税の減収に

伴う地方交付税の減少額六千四百九十六億円について、同額を令和元年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。また、この加算額に相当する額について、令和三年度から令和十二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしております。

さらに、令和元年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、令和元年度分の地方交付税の総額に千四百五十四億円を加算することとしております。

本案は、昨二十七日日本委員会に付託され、本日、高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。財務金融委員長田中良生君。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中良生君登壇〕

○田中良生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和元年度補正予算等の編成に当たり、国債の発行を抑制するとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債又は借入金金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しないこととするものであります。

本案は、昨一月二十七日当委員会に付託され、本日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

農林水産委員長提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

(農林水産委員長提出)

○議長(大島理森君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長吉野正芳君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(吉野正芳君登壇)

○吉野正芳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称をそれぞれ豚熱及びアフリカ豚熱に変更することにも、家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止のあり方に関し総合的な見直しが行われるま

での間の緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲な蔓延を防止するために行う予防的殺処分等の必要な事項を定めるものであります。

本案は、本日、農林水産委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 高市 早苗君
法務大臣 森 まさこ君
外務大臣 茂木 敏充君
文部科学大臣 萩生田光一君
厚生労働大臣 加藤 勝信君

農林水産大臣 江藤 拓君

経済産業大臣 梶山 弘志君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

環境大臣 小泉進次郎君

防衛大臣 河野 太郎君

国務大臣 衛藤 晟一君

国務大臣 北村 誠吾君

国務大臣 菅 義偉君

国務大臣 田中 和徳君

国務大臣 竹本 直一君

国務大臣 武田 良太君

国務大臣 西村 康稔君

国務大臣 橋本 聖子君

穂坂 泰君 高村 正大君

高橋千鶴子君 塩川 鉄也君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

石破 茂君

岩屋 毅君

河村 建夫君

野田 毅君

古屋 圭司君

渡辺 博道君

大西 健介君

玄葉光一郎君

辻元 清美君

前原 誠司君

濱村 進君

福田 達夫君

大岡 敏孝君

佐藤 明男君

高橋ひなこ君

永岡 桂子君

松本 純君

山田 美樹君

浅野 哲君

池田 真紀君

奥野総一郎君

矢上 雅義君

太田 昌孝君

補欠

高橋ひなこ君

永岡 桂子君

大岡 敏孝君

松本 純君

福田 達夫君

佐藤 明男君

奥野総一郎君

池田 真紀君

矢上 雅義君

浅野 哲君

太田 昌孝君

山田 美樹君

河村 建夫君

渡辺 博道君

石破 茂君

岩屋 毅君

野田 毅君

古屋 圭司君

前原 誠司君

玄葉光一郎君

大西 健介君

辻元 清美君

濱村 進君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

串田 誠一君

補欠

森 夏枝君

予算委員

辞任

あべ 俊子君

補欠

井出 庸生君

石破 茂君

福山 守君

岩屋 毅君

鈴木 貴子君

うえの賢一郎君

金子 恭之君

衛藤征士郎君

三ツ林裕巳君

小倉 将信君

金子 俊平君

神山 佐市君

高橋ひなこ君

河村 建夫君

福井 照君

笹川 博義君

鈴木 憲和君

根本 匠君

藤丸 敏君

原田 義昭君

黄川田仁志君

小川 淳也君

池田 真紀君

岡本 充功君

奥野総一郎君

川内 博史君

黒岩 宇洋君

玄葉光一郎君

江田 憲司君

本多 平直君

伊藤 俊輔君

濱村 進君

太田 昌孝君

金子 恭之君

藤井比早之君

福井 照君

宮内 秀樹君

奥野総一郎君

緑川 貴士君

井出 庸生君

あべ 俊子君

金子 俊平君

小倉 将信君

黄川田仁志君

原田 義昭君

鈴木 貴子君

岩屋 毅君

鈴木 憲和君

笹川 博義君

高橋ひなこ君

神山 佐市君

福山 守君

石破 茂君

藤井比早之君

うえの賢一郎君

藤丸 敏君

根本 匠君

三ツ林裕巳君

衛藤征士郎君

宮内 秀樹君

河村 建夫君

伊藤 俊輔君

本多 平直君

池田 真紀君

小川 淳也君

江田 憲司君

玄葉光一郎君

黒岩 宇洋君

川内 博史君

緑川 貴士君

岡本 充功君

太田 昌孝君

濱村 進君

(議案受領)

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第一号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案(参法第四号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第五号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第六号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第七号)

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第二号)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参法第一号)

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

総務委員会 付託

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第二号)

財務金融委員会 付託

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

検査の捜査を受けている者がマスメディアに向けて発言することによって捜査への支障をきたすかどうかに関する質問主意書(櫻井周君提出)

公文書管理法の違反に対する罰則に関する質問主意書(櫻井周君提出)

検疫体制に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

iPS細胞ストック事業への支援についての不透明な意思決定に関する質問主意書(早稲田夕季君提出)

カジノ事業者からの納付金に関する質問主意書(阿部知子君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

保釈中及び実刑確定後の逃亡についての対策に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

令和元年度一般会計補正予算(第1号)

国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年度一般会計補正予算
予 算 総 則 正

第1条 「平成31年度一般会計予算」の「題名」並びに「予算総則」及び「甲号歳入歳出予算」中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、「乙号継続費」中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成31年10月」を「令和元年10月」に改め、「丁号国庫債務負担行為」中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成35年度」を「令和5年度」に、「平成39年度」を「令和9年度」に、「平成31年10月」を「令和元年10月」に、「平成32年」に「令和2年」に改める。

第2条 既定の令和元年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	令和元年度成立予算額(千円)	補 正			改令和元年度予算額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
入	101,457,093,570	5,624,281,009	△ 2,429,709,511	3,194,571,498	104,651,665,068
歳 出	101,457,093,570	5,220,356,121	△ 2,025,764,623	3,194,571,498	104,651,665,068

第3条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「財政法」第15条第1項の規定により令和元年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第6条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第7条 令和元年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和元年度において公債を発行することができる限度額「6,952,000,000千円」を「9,143,700,000千円」に改める。

2 令和元年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和元年度において公債を発行することのできる限度額「25,708,451,922千円」を「27,938,151,922千円」に改める。

第8条 令和元年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管内閣府、組織地方創生推進事務局に係る項の「地方創生基盤整備事業推進費」の前に「地方創生推進費(地方創生拠点整備交付金に限る。)」を加え、組織警察庁に係る項の「交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金)の次に及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を、「警察活動基盤整備費(都道府県警察施設整備費補

助金)の次に」及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を加え、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「教育政策推進費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)」の次に、「独立行政法人教職員支援機構施設整備費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費」を、「私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金)の次に」、「私立学校建物其他災害復旧費補助金及び私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を、「国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費」の次に、「国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費」を、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費」の次に、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費」を、「公立文教施設整備費」の次に、「独立行政法人日本学生支援機構施設整備費」を加え、組織文部科学本省所轄機関に係る項の「文部科学本省所轄研究所施設費」の前に「日本学士院施設費」を加え、組織文化庁に係る項の「文化財保存事業費」の次に「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び」を、「文化財保存施設整備費」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「独立行政法人国立文化財機構施設整備費」の次に、「独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費」を加え、所管厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金)の次に」、「医療施設等災害復旧費補助金」を、「介護保険制度運営推進費」の次に「社会福祉施設等災害復旧費補助金及び」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「国産農産物生産・供給体制強化対策費」の次に「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金及び」を加え、組織林野庁に係る項の「森林整備・林業等振興対策費」の次に「森林整備・林業等振興整備費補助金及び」を加え、組織水産庁に係る項の「船舶建造費」の次に「漁業経営安定対策費(漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金に限る。)」を、「漁村振興対策費(漁村振興対策地方公共団体整備費補助金)の次に」及び水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金」を加え、所管経済産業省の組織経済産業局及びそれに係る項の「中小企業庁」、「中小企業事業環境整備費(中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に限る。)」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「海岸事業費」の次に、「独立行政法人航空大学校施設整備費」を、「道路交通円滑化事業費(道路交通円滑化事業費、営繕宿舍費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特別法適用団体補助率差額に限る。)」の次に、「独立行政法人海技教育機構施設整備費」を、「河川等災害復旧事業費」の次に、「水資源開発施設災害復旧事業費」を加え、組織地方整備局に係る項の「治水海岸事業工事諸費」の前に「地方整備局施設費」を加え、組織海上保安庁に係る項の「船舶交通安全基盤整備事業工事諸費」の次に、「船舶交通安全基盤災害復旧事業費、船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費」を加える。

第9条 令和元年度一般会計予算総則第10条第1項の復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲の表中

「農林水産省	雑 収	入 諸 収	入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	東日本大震災復興公共事業費負担金
--------	-----	-------	---	-----------------------	------------------

を

農 林 水 産 省	雑 収	入 納 付 金	入 入
			東日本大震災復興雑納付金 東日本大震災復興食料安定供給特別 会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金

に改める。

第10条 令和元年度一般会計予算総則第12条第1項の債務保証契約の限度額の表中

2 株式会社国際協力銀行 イ 社債のうちに掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもって支払 われるもの (2) 本邦通貨をもって 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの	「国際復興開発銀行等か らの外資の受入に関する 特別措置に関する法律」 第2条第2項 「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示 の額面を外国貨幣換算率により換算 した金額の総額及び(2)に掲げる社債 にあっては本邦通貨表示の額面総額 の合計額が1,079,200,000千円に相当 するこれらの社債に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額
ロ 借入金に係る債務で 外貨をもって支払われ るもの	「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率に より換算した金額の総額が 40,000,000千円に相当する借入金に 係る金額並びにその利息及び元本の 期限前任意償還に伴い支払うべき加 算金その他借入契約に基づき支払う べき手数料等の経費に相当する金額

を

2 株式会社国際協力銀行 イ 社債のうちに掲げ るものに係る債務 (1) 外貨をもって支払 われるもの	「国際復興開発銀行等か らの外資の受入に関する 特別措置に関する法律」 第2条第2項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示 の額面を外国貨幣換算率により換算 した金額の総額及び(2)に掲げる社債 にあっては本邦通貨表示の額面総額
---	---	--

(2) 本邦通貨をもって 支払われる社債のう ち外国において発行 するもの	「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	の合計額が1,544,200,000千円に相当 するこれらの社債に係る金額並びに その利息及び元本の期限前任意償還 に伴い支払うべき加算金その他引受 契約に基づき支払うべき手数料等の 経費に相当する金額並びに減債基金 等に払い込むべき金額に相当する金 額
ロ 借入金に係る債務で 外貨をもって支払われ るもの	「株式会社国際協力銀行 法」第35条第1項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率に より換算した金額の総額が 40,000,000千円に相当する借入金に 係る金額並びにその利息及び元本の 期限前任意償還に伴い支払うべき加 算金その他借入契約に基づき支払う べき手数料等の経費に相当する金額

に、

23 「民間都市開発の推進 に関する特別措置法」第 3条第1項の規定により 指定された民間都市開発 推進機構 民間都市開発推進債券及 び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第 125条第2項	額面総額及び元本金額の合計額 35,000,000千円並びにその利息に相 当する金額
--	-------------------------	--

を

23 「民間都市開発の推進 に関する特別措置法」第 3条第1項の規定により 指定された民間都市開発 推進機構 民間都市開発推進債券及 び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第 125条第2項	額面総額及び元本金額の合計額 40,000,000千円並びにその利息に相 当する金額
--	-------------------------	--

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 府	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
内 閣 府	政府資産整理収入	回 収 金 等 収 入	東日本大震災復興放 射性物質汚染対策緊 急除染等事業費回収 金収入	0	△ 12,178,828	△ 12,178,828
				0	△ 12,178,828	△ 12,178,828
				0	△ 12,178,828	△ 12,178,828
				0	△ 12,178,828	△ 12,178,828
総 務 省	雑 収 入	納 付 金	雑 納 付 金 計	0	△ 11,046	△ 11,046
				0	△ 11,046	△ 11,046
				0	△ 11,046	△ 11,046
				0	△ 11,046	△ 11,046
財 務 省	租 税 及 印 紙 収 入	納 付 金	雑 納 付 金	0	△ 79,714	△ 79,714
				0	△ 79,714	△ 79,714
				0	△ 79,714	△ 79,714
				0	△ 79,714	△ 79,714
	政府資産整理収入	回 収 金 等 収 入	所得 税 税 金	101,000,000	△ 2,416,000,000	△ 2,315,000,000
			所 法 相 続 税 税 金	101,000,000	△ 2,416,000,000	△ 2,315,000,000
			雑 納 付 金	0	△ 870,000,000	△ 870,000,000
				0	△ 1,143,000,000	△ 1,143,000,000
	雑 収 入	納 付 金	雑 納 付 金	19,649,847	0	19,649,847
				19,649,847	0	19,649,847
				2,095,473	0	2,095,473
				2,095,473	0	2,095,473
	公 債 金	公 債 金	公 債 金	4,421,400,000	0	4,421,400,000
				4,421,400,000	0	4,421,400,000
				2,191,700,000	0	2,191,700,000
				2,229,700,000	0	2,229,700,000
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	公 債 金	900,081,688	0	900,081,688
				900,081,688	0	900,081,688

文 部 科 学 省	雑 収 入	納 付 金	前年度剰余金受入計			
			900,081,688	△	2,416,000,000	0
			5,444,227,008	△		3,028,227,008
			4,733,945	△	131,787	4,602,158
			4,733,945	△	131,787	4,602,158
			0	△	131,787	△
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金			131,787
			4,733,945			4,733,945
			17,820,147	△	943,396	16,876,751
			155,037	△	943,396	△
			155,037	△	943,396	788,359
			17,665,110		0	17,665,110
			17,665,110		0	17,665,110
			10,516,000	△	234,473	10,281,527
			36,449	△	234,473	△
			1,212	△	234,473	198,024
			雑 納 付 金			△
			東日本大震災復興雑納付金			233,261
			35,237		0	35,237
			10,479,551		0	10,479,551
			10,479,551		0	10,479,551
			8,422,878	△	80,492	8,342,386
			8,422,878	△	80,492	8,342,386
			8,422,878	△	80,492	8,342,386
			136,144,284	△	49,775	136,094,509
			10,206,926		0	10,206,926
			10,206,926		0	10,206,926
			125,937,358	△	49,775	125,887,583
			124,437,358	△	49,775	124,387,583
			1,500,000		0	1,500,000
			2,411,490		0	2,411,490
			2,411,490		0	2,411,490
			2,411,490		0	2,411,490
			5,257		0	5,257
			5,257		0	5,257
			5,257		0	5,257
			5,257		0	5,257
			5,624,281,009	△	2,429,709,511	3,194,571,498

科学技術・イノベーション政策費	10,890,000	△	0	10,890,000	
科学技術イノベーション創造推進費	2,904,603	△	559,547	2,345,056	
遺棄化学兵器廃棄処理事業費	0	△	7,573	7,573	
防災政策費	598,957	△	3,578	595,379	
原子力災害対策費	4,874,757		0	4,874,757	
沖縄振興特定事業推進費	700,000		0	700,000	
沖縄振興特定事業推進費	500,000		0	500,000	
沖縄振興特定事業推進費	6,464,000		0	6,464,000	
共生社会政策費	258,472	△	1,796	256,676	
男女共同参画社会形成促進費	150,000	△	1,609	148,391	
食料安全政策費	0	△	17	17	
経済社会総合研究所	0	△	66,025	66,025	
沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	337,000	△	4,537	332,463	
計	38,590,600	△	901,608	37,688,992	
地方創生推進事務局	180,000	△	11,930	168,070	
地方創生推進費	57,000,000		0	57,000,000	
地方創生基盤整備事業推進費	3,000,000		0	3,000,000	
計	60,180,000	△	11,930	60,168,070	
知的財産戦略推進事務局	300,000	△	7,237	292,763	
宇宙開発戦略推進事務局	11,126,110	△	7,399	11,118,711	
北方対策本部	0	△	6,459	6,459	
子ども・子育て本部	1,150,000	△	15,926	1,134,074	
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	15,324,667	△	42,714,539	27,389,872	
計	16,474,667	△	42,730,465	26,255,798	
総合海洋政策推進事務局	0	△	2,688	2,688	
有人国境離島政策推進費	250,287		0	250,287	
計	250,287	△	2,688	247,599	
国際平和協力本部	0	△	6,688	6,688	
国際平和協力本部	0	△	7,704	7,704	
官民人材交流センター	0	△	4,738	4,738	
沖縄総合事務局	0	△	89,233	89,233	
沖縄治水事業工事諸費	0	△	33,504	33,504	
沖縄道路整備事業工事諸費	0	△	60,505	60,505	

宮 公 正 取 引 委 員 会 庁	沖縄港湾空港整備事業工事諸費	0	△	5,604	△	5,604	
	沖縄道路環境整備事業工事諸費	0	△	1,613	△	1,613	
	沖縄国営公園事業工事諸費	0	△	545	△	545	
	沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	0	△	41,814	△	41,814	
	計	0	△	232,818	△	232,818	
	宮内庁	0	△	76,391	△	76,391	
	公正取引委員会	0	△	88,803	△	88,803	
	警察庁	0	△	1,110,735	△	1,110,735	
	警察施設費	3,000,093		0		3,000,093	
	警察通警察費	157,031		0		157,031	
	交通警察費	29,576		0		29,576	
	皇宮警察本部	0	△	18,871	△	18,871	
	科学警察研究所	0	△	39,684	△	39,684	
	警察活動基盤整備費	19,957,668	△	154,160		19,803,508	
	計	23,144,368	△	1,323,450		21,820,918	
個人情報保護委員会 力ジノ管理委員会 金融	個人情報保護委員会	46,135	△	97,253	△	51,118	
	力ジノ管理委員会	0	△	611,353	△	611,353	
	金融	0	△	463,836	△	463,836	
	金融政策費	80,212	△	6,957		73,255	
	計	80,212	△	470,793	△	390,581	
	消費者庁	0	△	118,969	△	118,969	
	消費者庁政策費	1,150,000	△	3,629		1,146,371	
	消費税法・国民生活セ	1,132,366		0		1,132,366	
	独立行政法人国民生活セ						
	タ一運営費						
内閣府所管 本省	計	2,282,366	△	122,598		2,159,768	
	補正額	152,474,745	△	46,710,375		105,764,370	
	総務本省	197,450	△	680,643	△	483,193	
	総務本省施設費	115,868	△	4,147		111,721	
	地域振興費	105,019		0		105,019	
	地方交付税交付金	748,109,000	△	734,943,000		13,166,000	
	地方交付税交付金	34,243,145		0		34,243,145	
総務省	電子政府・電子自治体推進費	13,572,692	△	17,386		13,555,306	
	情報通信技術研究開発推進費	833,803		0		833,803	

法 務 省	法 務 省 管 轄 所 法 務 省 管 轄 所	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	4,386,877	0	4,386,877	
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	3,500,000	0	3,500,000	
		情報通信技術高度利用推進費	3,611,464	0	3,611,464	
		情報通信技術利用環境整備費	1,087,696	0	1,087,696	
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,394,019	194,434	3,199,585	
		情報通信国際戦略推進費	1,190,000	30	1,189,970	
		郵政行政推進費	0	289	289	
		恩給調査費	0	113,769	113,769	
		統計調査費	107,575	47,277	60,298	
		計	814,454,608	736,000,975	78,453,633	
		管区行政評価局共通費	0	240,664	240,664	
		総合通信局共通費	1,140	317,964	316,824	
		電波利用料財源電波監視等実施費	0	133,141	133,141	
		計	1,140	451,105	449,965	
		公害等調整委員会	0	11,961	11,961	
		消防庁共通費	0	23,213	23,213	
		消防防災体制等整備費	3,519,737	0	3,519,737	
		計	3,519,737	23,213	3,496,524	
法 務 省	法 務 省 管 轄 所 法 務 省 管 轄 所	補正額合計	817,975,485	736,727,918	81,247,567	
		司法制度改革推進費	11,878	1,827,119	1,815,241	
		日本司法支援センター運営費	0	87	87	
		矯正企画調整費	352,868	0	352,868	
		更生保護企画調整費	0	514	514	
		訟務費	52,920	0	52,920	
		法務省施設費	31,046	0	31,046	
		法務行政情報化推進費	14,042,081	0	14,042,081	
		計	79,697	0	79,697	
		法務総合研究所共通費	14,570,490	1,827,720	12,742,770	
		法務総合研究所共通費	181,481	7,127	174,354	
		検察官署共通費	508,060	703,978	195,918	
		検察運営費	212,445	1,487	210,958	
		検査運営費	435,510	9,261	426,249	
		計	1,156,015	714,726	441,289	

婦 正 官 署	婦 正 官 署 共 通 費	295,345	△	1,188,394	△	893,049
婦 正 官 署 業 務 費	2,087,536	△	0	2,087,536		
婦 正 管 理 費	282,201	△	143,206	138,995		
婦 正 施 設 民 間 開 放 推 進 費	0	△	168,546	168,546		
計	2,665,082	△	1,500,146	1,164,936		
更 生 保 護 官 署	更 生 保 護 官 署 共 通 費	0	△	143,910	△	143,910
更 生 保 護 官 署 活 動 費	87,047	△	0	87,047		
計	87,047	△	143,910	56,863		
法 務 局	法 務 局 共 通 費	82,720	△	193,041	△	110,321
法 務 局 事 務 處 理 費	813,385	△	4,784	808,601		
法 務 局 等 事 務 處 理 費	144,646	△	334,913	190,267		
計	1,040,751	△	532,738	508,013		
出 入 国 在 留 管 理 庁	出 入 国 在 留 管 理 庁 共 通 費	48,328	△	0	48,328	
出 入 国 管 理 企 画 調 整 推 進 費	186,705	△	16,993	169,712		
出 入 国 管 理 業 務 費	3,868,514	△	28	3,868,486		
計	4,103,547	△	17,021	4,086,526		
公 安 審 査 委 員 会 庁	公 安 審 査 委 員 会 共 通 費	0	△	5,653	5,653	
公 安 調 査 庁 共 通 費	7,292	△	191,773	184,481		
公 安 調 査 庁 等 調 査 費	444,606	△	0	444,606		
計	451,898	△	191,773	260,125		
外 務 省	外 務 省 共 通 費	24,256,311	△	4,940,814	19,315,497	
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	4,012	4,012		
外 務 省 本 省 外 交 費	1,518,901	△	0	1,518,901		
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	5,754,205	5,754,205		
外 務 省 本 省 外 交 費	3,138,414	△	0	3,138,414		
外 務 省 本 省 外 交 費	219,182	△	0	219,182		
外 務 省 本 省 外 交 費	3,089,517	△	74,000	3,015,517		
外 務 省 本 省 外 交 費	122,299,324	△	0	122,299,324		
外 務 省 本 省 外 交 費	130,265,338	△	5,832,217	124,433,121		
外 務 省 本 省 外 交 費	94,288	△	771,112	676,824		
外 務 省 本 省 外 交 費	130,359,626	△	6,603,329	123,756,297		
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	95,034,460	95,034,460		
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	14	14		
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	614	614		
外 務 省 本 省 外 交 費	0	△	7,693	7,693		

文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 管 轄 所	国 債 費	73,337	△	1,002,020,769	△	1,001,947,432
		産業投資支出財政投融资特別 会計へ繰入	35,000,000		0		35,000,000
		関税制度等企画立案費	0	△	1,109	△	1,109
		経済協力費	22,101,600	△	67,866		22,033,734
		政策金融融費	27,617,000	△	2,740		27,614,260
		国家公務員共済組合連合会等 助成費	0	△	52,201	△	52,201
		復興事業費等東日本大震災復 興特別会計へ繰入	0	△	12,143,591	△	12,143,591
		計	84,791,937	△	1,109,331,057	△	1,024,539,120
		財 務 局 共 通 費	0	△	399,001	△	399,001
		財 務 局 業 務 費	0	△	225,254	△	225,254
		計	0	△	624,255	△	624,255
		税 関 共 通 費	0	△	233,455	△	233,455
		税 関 業 務 費	1,220,028	△	56,835		1,163,193
		船舶建造費	0	△	13,123	△	13,123
		計	1,220,028	△	303,413	△	916,615
国 税 庁	国 税 庁 共 通 費	国税庁業務費	0	△	339,628	△	339,628
		国税不服審判所 独立行政法人酒類総合研究所 運営費	473,448	△	91,618	△	473,448
		計	473,448	△	594,970	△	121,522
		補正額合計	86,485,413	△	1,110,853,695	△	1,024,368,282
		文部科学本省施設費	0	△	150,343	△	150,343
		文部科学本省推進費	164,917		0		164,917
		教育政策推進費	977,832		0		977,832
		独立行政法人教職員支援機構 施設整備費	192,732		0		192,732
		独立行政法人国立青少年教育 振興機構施設整備費	857,760		0		857,760
		独立行政法人国立女性教育会 館施設整備費	250,000		0		250,000
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省 管 轄 所	初等中等教育振興費	112,766,960	△	59		112,766,901
		独立行政法人国立特別支援教 育総合研究所施設整備費	30,000		0		30,000
		義務教育費国庫負担金	7,135,499		0		7,135,499
		計	7,135,499		0		7,135,499

高等教育振興費	6,902,823	0	6,902,823
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	9,854	0	9,854
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	17,341,094	0	17,341,094
育英事業費	0	36,614	36,614
私立学校振興費	22,124,393	△	21,997,349
科学技術・学術政策推進費	1,095,000	△	1,094,495
研究振興費	73,197,961	△	73,197,548
国立大学法人施設整備費	24,470,339	0	24,470,339
国立大学法人船舶建造費	1,500,000	0	1,500,000
国立大学法人運営費	446,162	0	446,162
研究開発推進費	8,222,152	△	8,214,643
国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費	3,693,627	0	3,693,627
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	246,827	0	246,827
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費	1,869,020	0	1,869,020
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	6,369,232	0	6,369,232
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費	1,332,793	0	1,332,793
国立研究開発法人観測事業費	0	1,481	1,481
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	991,640	0	991,640
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	19,337,428	0	19,337,428
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,677,972	0	6,677,972
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,606,008	0	3,606,008
公立文教施設整備費	205,155,826	0	205,155,826
文化交流・協力推進費	0	△	21,000
国際交流・協力推進費	0	△	632,599
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	36,489	0	36,489
計	527,002,340	△	526,024,773

文部科学本省所轄機関							
ス ポ ー ツ 庁	国立教育政策研究所	0	△	53,662	△	53,662	
	科学技術・学術政策研究所	0	△	23,135	△	23,135	
	日本学士院	0	△	32,821	△	32,821	
	日本学士院施設費	245,059		0		245,059	
	計	245,059	△	109,618		135,441	
	スポーツ庁共通費	0	△	19,137	△	19,137	
	スポーツ振興施設費	620,953		0		620,953	
	スポーツ振興施設費	0	△	85,292	△	85,292	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	300,000		0		300,000	
	計	920,953	△	104,429		816,524	
文 化 庁	文化庁共通費	0	△	52,421	△	52,421	
	文化財保存事業費	6,534,380	△	12,958		6,521,422	
	文化振興基金整備費	0	△	1,783	△	1,783	
	日本芸術院	0	△	34,944	△	34,944	
	独立行政法人国立科学博物館施設整備費	50,000		0		50,000	
	独立行政法人国立美術館施設整備費	1,256,036		0		1,256,036	
	独立行政法人国立文化財機構施設整備費	408,942		0		408,942	
	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	237,052		0		237,052	
	計	8,486,410	△	102,106		8,384,304	
	文部科学省所管補正額合計	536,654,762	△	1,293,720		535,361,042	
厚 生 労 働 省	医療従事者等確保対策費	0	△	9	△	9	
	感染症対策費	24,541,899		0		24,541,899	
	医薬品承認審査等推進費	675,726		0		675,726	
	医療提供体制基盤整備費	3,653,269		0		3,653,269	
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	45,416		0		45,416	
	医療保険給付諸費	9,317,131	△	233,360		9,083,771	
	医療費適正化推進費	938,897		0		938,897	
	水道施設整備費	6,707,000		0		6,707,000	
	生活基盤施設耐震化等対策費	14,400,000		0		14,400,000	
	計	14,400,000		0		14,400,000	

	生活衛生対策費	1,497,094	0	1,497,094	
	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,308,212	0	1,308,212	
	保育対策費	23,130,853	0	23,130,853	
	児童虐待等防止対策費	12,663	0	12,663	
	子ども・子育て支援対策費	675,337	0	675,337	
	児童福祉施設整備費	3,357,640	0	3,357,640	
	生活保護等対策費	2,638,080	△	56,224,662	△
	社会福祉諸費	322,285	0	322,285	
	遺族及留守家族等援護費	0	△	154,904	△
	障害保健福祉費	1,600,000	△	1,379,156	
	社会福祉施設整備費	9,430,819	0	9,430,819	
	公的年金制度等運営諸費	46,900	0	46,900	
	介護保険制度運営推進費	12,126,820	0	12,126,820	
	養務取扱費年金特別会計へ繰入	0	△	292,294	△
	国際機関活動推進費	2,501,699	0	2,501,699	
	厚生労働調査研究等推進費	579,573	0	579,573	
	水道施設災害復旧事業費	7,637,000	0	7,637,000	
	計	127,144,313	△	58,284,385	
検疫所	検疫所共通費	0	△	312,736	△
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	0	△	342,248	△
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	0	△	41,586	△
国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	0	△	128,714	△
	国立更生援護所運営費	0	△	280	△
	計	0	△	128,994	△
地方厚生局	地方厚生局共通費	0	△	175,252	△
都道府県労働局	都道府県労働局共通費	0	△	1,154,319	△
	労働条件確保・改善対策費	0	△	2,539	△
	計	0	△	1,156,858	△
中央労働委員会	中央労働委員会共通費	0	△	57,746	△
	労使関係等安定形成促進費	0	△	13,695	△
	計	0	△	71,441	△
厚生労働省所管補正額合計		127,144,313	△	60,513,500	
				66,630,813	

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省 共 通 費				
		農 林 水 産 本 省 共 通 費	0	△	2,124,996	△
		食 品 の 安 全 ・ 消 費 者 の 信 頼 確 保 対 策 費	552,060		0	552,060
		農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 対 策 費	5,099,581		0	5,099,581
		食 料 安 全 保 障 確 立 対 策 費	13,462,602	△	26,323	13,436,279
		担 い 手 育 成 ・ 確 保 等 対 策 費	8,879,397	△	850,680	8,028,717
		井 済 糧 食 国 庫 倉 担 金 等 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 へ 繰 入	0	△	73,289	73,289
		農 地 集 積 ・ 集 約 化 等 対 策 費	3,599,649		0	3,599,649
		農 業 生 産 基 盤 整 備 推 進 費	160,000		0	160,000
		海 岸 事 業 費	300,000		0	300,000
		農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	92,352,000		0	92,352,000
		農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 へ 繰 入	0	△	76,193	76,193
		国 産 農 産 物 生 産 ・ 供 給 体 制 強 化 対 策 費	122,327,790	△	25,434,740	96,893,050
		独 立 行 政 法 人 家 畜 改 良 セ ン ター 施 設 整 備 費	1,300,000		0	1,300,000
		農 林 水 産 政 策 研 究 所	0	△	52,735	52,735
		農 業 ・ 食 品 産 業 強 化 対 策 費	21,494,503		0	21,494,503
		農 林 水 産 業 口 ポ ッ ト 技 術 活 用 推 進 費	0	△	126	126
		農 林 水 産 業 気 候 変 動 ・ 生 物 多 様 性 保 全 等 対 策 費	0	△	2,866	2,866
		6 次 産 業 化 市 場 規 模 拡 大 対 策 費	7,793,800		0	7,793,800
		農 山 漁 村 活 性 化 対 策 費	698,805		0	698,805
		農 山 漁 村 地 域 整 備 事 業 費	5,474,000		0	5,474,000
		農 林 水 産 統 計 調 査 費	0	△	17,304	17,304
		風 水 害 等 対 策 費	512,999		0	512,999
		農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	59,516,297		0	59,516,297
		農 業 施 設 災 害 関 連 事 業 費	314,000		0	314,000
		計	343,837,483	△	28,659,252	315,178,231
	農 林 水 産 本 省 検 査 指 導 機 関	農 林 水 産 本 省 検 査 指 導 所	892,954	△	255,261	637,693
		農 林 水 産 本 省 検 査 指 導 所 施 設 費	165,165		0	165,165
		計	1,058,119	△	255,261	802,858

農 林 水 産 技 術 会 議	農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	60,111	△
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	5,000,000	△	4,061	4,995,939
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	7,459,422	△	0	7,459,422
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	12,459,422	△	64,172	12,395,250
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	793,271	793,271
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	10,935	10,935
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	314,859	314,859
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	1,003	△	0	1,003
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	1,003	△	1,119,065	1,118,062
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	226,640	226,640
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	554,240	554,240
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	339,889	△	0	339,889
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	70,000	△	0	70,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	14,843,000	△	0	14,843,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	19,399,000	△	0	19,399,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	1,171,509	1,171,509
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	199,997	△	0	199,997
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	82,000	△	0	82,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	20,109,798	△	0	20,109,798
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	166,073	166,073
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	68,789	68,789
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	13,660,000	△	0	13,660,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	7,811,000	△	0	7,811,000
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	76,514,684	△	1,960,611	74,554,073
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	0	△	86,901	86,901
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	149,969	△	0	149,969
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	99,913	△	0	99,913
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	361,647	△	16	361,631
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	4,700,868	△	0	4,700,868
農 林 水 産 技 術 会 議 共 通 費	57,291,236	△	84,230	57,207,006

経 済 産 業 省	農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	0	△	19,091	△	19,091	
		漁 村 振 興 対 策 費	2,999,926		0		2,999,926	
		海 岸 事 業 費	200,000		0		200,000	
		水 産 基 盤 整 備 費	10,007,000		0		10,007,000	
		漁港施設災害復旧事業費	5,043,000		0		5,043,000	
		漁港施設災害関連事業費	184,000		0		184,000	
		計	81,037,559	△	190,238		80,847,321	
		514,908,270	△	32,475,239			482,433,031	
		経 済 産 業 本 省 共 通 費	0	△	601,066	△	601,066	
		産業・事業新陳代謝促進費	699,998	△	2,689		697,309	
		技術革新促進・環境整備費	126,861,000	△	160		126,860,840	
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	11,597,033		0		11,597,033	
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	7,457,380		0		7,457,380	
		基準認証政策推進費	0	△	8,915	△	8,915	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	799,900		0		799,900	
		経 済 産 業 統 計 調 査 費	0	△	25,074	△	25,074	
		ものづくり産業振興費	113,437,055	△	10,149		113,426,906	
		情報技術活用促進費	550,050		0		550,050	
		サービズ産業強化費	1,600,157		0		1,600,157	
		クールジャパン推進費	3,601,123	△	72		3,601,051	
		産業保安・危機管理費	894,150		0		894,150	
		国際交渉・連携推進費	900,423	△	5,125		895,298	
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	3,059,600		0		3,059,600	
		海外市場開拓支援費	139,840	△	246,646	△	106,806	
		貿易管理費	0	△	17,036	△	17,036	
		地域経済活性化対策費	550,170		0		550,170	
		工業用水道事業費	700,000		0		700,000	
		環境政策推進費	200,108		0		200,108	
		消費者行政推進費	149,745,603	△	43		149,745,560	
		化学物質管理推進費	0	△	6,220	△	6,220	
		計	422,793,590	△	923,195		421,870,395	

経 済 産 業 局 共 通 費	0	△	227,038	△	227,038
産業保安監督官署共通費	0	△	163,529	△	163,529
資源工ネルギー片共通費	0	△	90,936	△	90,936
石油安定供給確保費	114,180		0		114,180
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	20,900,000		0		20,900,000
石油石炭院財源燃料安定供給対策及工ネルギー一需給構造高度化対策費工ネルギー一需給構造高度化対策特別会計へ繰入	39,820,960		0		39,820,960
燃料安定供給対策及工ネルギー一需給構造高度化対策費工ネルギー一需給特別会計へ繰入	23,678,593		0		23,678,593
計	84,513,733	△	90,936	△	84,422,797
中小企業庁共通費	0	△	16,105	△	16,105
経営革新・創業促進費	17,762,974	△	15,300		17,747,674
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	360,000,000		0		360,000,000
中小企業事業環境整備費	28,445,282	△	2,740		28,442,542
経営安定・取引適正化費	0	△	32,943	△	32,943
計	406,208,256	△	67,088		406,141,168
国土交通省所管補正額合計	913,515,579	△	1,471,786		912,043,793
国土交通本省共通費	0	△	2,252,798	△	2,252,798
国土交通本省施設費	180,950		0		180,950
住宅対策事業推進費	13,708,000		0		13,708,000
住宅市場整備推進費	0	△	16	△	16
海洋環境対策費	0	△	275	△	275
道路環境改善事業費	99,998		0		99,998
道路環境改善事業費	10,440,000		0		10,440,000
水資源開発事業費	503,000		0		503,000
国営公園等事業費	2,050,000		0		2,050,000
都市水環境整備事業費	930,000		0		930,000
地球温暖化防止等対策費	99,894		0		99,894
住宅防災事業費	1,200,000		0		1,200,000
河川整備事業費	155,005,000		0		155,005,000
多目的ダム建設事業費	500,000		0		500,000
総合流域防災事業費	18,550,000		0		18,550,000

砂防事業費	39,472,000	0	0	39,472,000	
海岸事業費	8,940,000	0	0	8,940,000	
公共交通等安全対策費	149,572	△	322	149,250	
独立行政法人航空大学施設整備費	107,552	0	0	107,552	
鉄道安全対策事業費	3,330,000	0	0	3,330,000	
道路交通安全対策事業費	41,543,000	0	0	41,543,000	
総合物流体系整備推進費	210,794	0	0	210,794	
港湾事業費	25,287,000	0	0	25,287,000	
地域連携道路事業費	89,046,000	0	0	89,046,000	
空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	280,000	△	76,853	203,147	
北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	0	△	3,554	3,554	
離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	0	△	555	555	
都市・地域づくり推進費	199,968	0	0	199,968	
都市再生・地域再生整備事業費	18,140,000	0	0	18,140,000	
鉄道網整備推進費	0	△	4,738	4,738	
鉄道網整備事業費	1,570,000	0	0	1,570,000	
地域公共交通維持・活性化推進費	5,693,169	0	0	5,693,169	
都市・地域交通整備事業費	400,000	0	0	400,000	
道路交通円滑化推進費	7,849,000	0	0	7,849,000	
道路交通円滑化事業費	24,923,000	0	0	24,923,000	
社会資本整備・管理効率化推進費	0	△	170	170	
建設市場整備推進費	699,627	0	0	699,627	
国土調査費	1,899,976	0	0	1,899,976	
海事産業市場整備等推進費	754,167	△	2,877	751,290	
独立行政法人海技教育機構施設整備費	419,470	0	0	419,470	
国土形成推進費	59,935	0	0	59,935	
社会資本総合整備事業費	273,070,000	0	0	273,070,000	
離島振興費	1,350,000	0	0	1,350,000	
離島振興事業費	8,859,000	0	0	8,859,000	
北海道総合開発推進費	3,345,609	0	0	3,345,609	

国土技術政策総合研究所	北海道開発事業費	128,288,000	0	128,288,000	
	技術研究開発推進費	399,977	0	399,977	
	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	595,913	0	595,913	
	国立研究開発法人建築研究所施設整備費	747,175	0	747,175	
	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	794,927	0	794,927	
	情報化推進費	0	△	15,139	△
	国際協力費	0	△	2,168	△
	官庁営繕費	1,945,236	0	1,945,236	
	附帯・受託工事費	1,500,000	0	1,500,000	
	河川等災害復旧事業費	327,361,723	0	327,361,723	
	水資源開発施設災害復旧事業費	2,282,000	0	2,282,000	
	住宅施設災害復旧事業費	1,459,000	0	1,459,000	
	鉄道施設災害復旧事業費	3,480,000	0	3,480,000	
	河川等災害関連事業費	45,600,111	0	45,600,111	
	自動車安全特別会計へ繰入	1,249,000	0	1,249,000	
	自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	0	△	6,322	△
	計	1,276,568,743	△	2,365,787	1,274,202,956
	国土技術政策総合研究所共通費	0	△	60,881	△
	国土技術政策総合研究所施設費	650,000	0	650,000	
国土地理院	技術研究開発推進費	129,726	0	129,726	
	治水海岸事業工事諸費	0	△	42,937	△
	道路整備事業工事諸費	0	△	26,122	△
	港湾空港整備事業工事諸費	0	△	2,336	△
	計	779,726	△	132,276	647,450
	国土地理院共通費	0	△	62,966	△
	国土地理院施設費	77,657	0	77,657	
	災害情報整備推進費	539,875	0	539,875	
	地理空間情報整備・活用等推進費	0	△	611	△
	計	617,532	△	63,577	553,955

[illegible]

観測予報等業務費	697,081	△	259	△	696,822
気象研究費	0	△	32,430	△	32,430
運輸安全委員会	908,151	△	970,635	△	62,484
海上保安官署共通費	15,730	△	48,900	△	33,170
海上保安官署施設費	0	△	361,296	△	361,296
船舶交通安全及海上治安対策費	102,201	△	0	△	102,201
船舶交通安全及海上治安対策費	14,933,904	△	22	△	14,933,882
船舶建造費	25,013,970	△	0	△	25,013,970
船舶交通安全基盤整備事業費	1,183,000	△	0	△	1,183,000
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	16,892	△	16,892
船舶交通安全基盤整備事業費	910,427	△	0	△	910,427
船舶交通安全基盤整備事業費	17,573	△	0	△	17,573
船舶交通安全基盤整備事業費	42,161,075	△	378,210	△	41,782,865
船舶交通安全基盤整備事業費	1,329,374,822	△	8,345,123	△	1,321,029,699
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	238,331	△	238,331
船舶交通安全基盤整備事業費	1,600,000	△	0	△	1,600,000
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	5,117	△	5,117
船舶交通安全基盤整備事業費	161,999	△	241	△	161,758
船舶交通安全基盤整備事業費	47,378,590	△	0	△	47,378,590
船舶交通安全基盤整備事業費	51,565,000	△	0	△	51,565,000
船舶交通安全基盤整備事業費	560,000	△	1,534	△	558,466
船舶交通安全基盤整備事業費	2,280,000	△	0	△	2,280,000
船舶交通安全基盤整備事業費	5,435,000	△	0	△	5,435,000
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	753	△	753
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	6	△	6
船舶交通安全基盤整備事業費	120,000	△	0	△	120,000
船舶交通安全基盤整備事業費	5,000,000	△	0	△	5,000,000
船舶交通安全基盤整備事業費	0	△	47,158	△	47,158
船舶交通安全基盤整備事業費	90,174	△	0	△	90,174
船舶交通安全基盤整備事業費	515,900	△	0	△	515,900

防 衛 省	防 衛 省 所 管	防 衛 省 所 管 補 正 額 合 計	国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	310,000	△	0	310,000	
			自然公園等事業工事諸費	0	△	13,837	13,837	
			廃棄物処理施設災害復旧事業費	7,916,000		0	7,916,000	
			計	122,932,663	△	306,977	122,625,686	
			地方環境事務所共通費	0	△	203,080	203,080	
			原子力規制委員会共通費	0	△	229,925	229,925	
			原子力安全確保費	0	△	5,038	5,038	
			放射能調査研究費	199,500	△	2,840	196,660	
			電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費 工ネルギー対策特別会計へ繰入	3,477,844		0	3,477,844	
			計	3,677,344	△	237,803	3,439,541	
			補正額合 計	126,610,007	△	747,860	125,862,147	
			防衛本省施設整備費	733,601	△	5,649,523	4,915,922	
			自衛官官給与費	0	△	32,944	32,944	
			武器車両等整備費	0	△	804,902	804,902	
			艦船整備費	218,595,906		0	218,595,906	
防 衛 省	防 衛 省 所 管	防 衛 省 所 管 補 正 額 合 計	航空機整備費	13,603,405		0	13,603,405	
			平成28年度潜水艦建造費	150,769,432	△	3,311,953	147,457,479	
			平成29年度潜水艦建造費	478,000		0	478,000	
			平成29年度潜水艦建造費	13,581,000		0	13,581,000	
			平成30年度甲V型警備艦建造費	2,778,000		0	2,778,000	
			平成30年度潜水艦建造費	2,382,000		0	2,382,000	
			在日米軍等駐留関連諸費	596,109	△	15,015	581,094	
			防衛協力・交流等推進費	0	△	14,476	14,476	
			防衛力基盤整備費	25,032,127	△	580,020	24,452,107	
			計	428,549,580	△	10,408,833	418,140,747	
			地方防衛局共通費	0	△	335,989	335,989	
			地方防衛装備庁共通費	0	△	38,390	38,390	
			防衛力基盤整備費	146,269	△	506,714	360,445	
			計	146,269	△	545,104	398,835	
			防衛省所管補正額合 計	428,695,849	△	11,289,926	417,405,923	
歳 出 補 正 額 総 計				5,220,336,121	△	2,025,764,623	3,194,571,498	

乙号 継続費 補正

所管	組織	項	総額 (千円)	年割額						事由
				平成28年度 (千円)	平成29年度 (千円)	平成30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	
防衛省	防衛本省	平成28年度潜水艦建造費 既定	68,768,232	1,169,501	9,862,817	18,909,464	23,012,357	15,814,093	—	平成28年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその総額及び年割額を改定するため
		変更増減 改定	△ 800	0	0	478,000	△ 478,800	—		
			68,767,432	1,169,501	9,862,817	18,909,464	23,490,357	15,335,293	—	
		平成29年度潜水艦建造費 既定	81,014,033	—	252,287	1,362,017	23,310,315	27,322,039	28,767,375	平成29年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその総額及び年割額を改定するため
		変更増減 改定	△ 20,000	—	0	13,581,000	△ 13,581,000	△ 20,000		
			80,994,033	—	252,287	1,362,017	36,891,315	13,741,039	28,747,375	
		平成30年度甲V型警備艦建造費 既定	106,428,065	—	—	343,706	4,771,369	44,635,799	56,677,191	平成30年度甲V型警備艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその総額及び年割額を改定するため
		変更増減 改定	△ 4,000	—	—	0	2,778,000	△ 2,778,000	△ 4,000	
			106,424,065	—	—	343,706	7,549,369	41,857,799	56,673,191	
所管	組織	項	総額 (千円)	年割額						事由
				平成30年度 (千円)	令和元年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)		
		平成30年度潜水艦建造費 既定	71,772,545	106,699	1,655,928	20,735,241	26,214,702	23,059,975	平成30年度潜水艦建造費については、建造工程の効率化を推進することに伴いその総額及び年割額を改定するため	
		変更増減 改定	△ 3,500	0	2,382,000	△ 2,382,000	0	△ 3,500		
			71,769,045	106,699	4,037,928	18,353,241	26,214,702	23,056,475		

丙号 繰越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
国会	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館のうち国立国会図書館業務費(ホリ)填化ビフェニル廃棄物処理費に限る。)			経済財政政策費のうち民間資金等活用事業調査費補助金
裁判所	裁判所	(項) 最高裁判所のうち情報処理業務片費(司法情報システム緊急整備費に限る。)			地域就職氷河期世代支援加速化交付金
内閣府	内閣府	(項) 下級裁判所のうち法廷等器具整備費(裁判支援機器緊急整備費に限る。)			地方創生支援費のうち地方創生支援委託費(地域経済分析システム緊急整備事業費に限る。)
内閣府	内閣府	(項) 裁判費のうち裁判片費(司法情報システム緊急整備費に限る。)			地方創生支援事業費補助金(先導的人材マッチング事業費に限る。)
内閣府	内閣府	(項) 謝金(災害実態調査費、諸健康・医療戦略推進緊急化調査費及び地域社会・少子化対策推進緊急調査費に限る。)			科学技術・イノベーションのうち科学技術基礎調査等委託費(研究開発管理システム機能強化事業費に限る。)
内閣府	内閣府	(項) 情報処理業務片費(情報システム一元的ワーク管理強化事業費、危機管理センサ収集機能強化事業費、情報収集機能強化事業費、イテラバースキュリ強化事業費に限る。)			防災政策費のうち災害関係調査費(災害対応力緊急強化事業費に限る。)
内閣府	内閣府	(項) 重要政策基礎調査委託費(ホストタウシ緊急調査費及びシガシ形成状況緊急調査費に限る。)			中央防災通信維持費(中央防災無線網設備緊急整備費に限る。)
内閣府	内閣府	(項) 情報処理業務片費(社会保険・税番号制度理解推進費に限る。)			無線通信機器等整備費
内閣府	内閣府	(項) 内閣府共通費のうち啓発広報費(戦略的広報費に限る。)			原子力災害対策費

地方創生推進事務局
知的財産戦略推進事務局
警察庁

(項) 地方創生推進事務局のうち地方創生推進委託費(都市再生情報基盤緊急活用推進事業費及び知的基盤整備事業費に限る。)

(項) 都市再生推進調査費補助金

(項) 知的財産戦略推進事務局のうち諸謝金(観光産業等発展実証調査費に限る。)

(項) 交通警察費のうち都道府県警察施設災害復旧費補助金

[illegible]

矯正収容費のうち 作業諸費(刑務所作作業管理 設備緊急整備費及び矯正官 署設備緊急整備費に限る。)		公安調査庁		収容諸費(出入国在留管理 庁収容施設設備緊急整備費 に限る。)	
更生保護活動費のうち 更生保護業務庁費(更生保 護情報データベース構築費に 限る。)	(項)	外務省	公安調査庁	(項)	公安調査庁共通費のうち 庁費(公安調査用車両整備 費に限る。)
法務局共通費のうち 庁舎等撤去費(用途廃止公 務員宿舍建物及び工作物解 体撤去費に限る。)	(項)	外務省	公安調査庁	(項)	破壊的団体等調査費のうち 団体等調査業務庁費(通信 機器整備費に限る。)
登記事務処理費のうち 登記情報処理業務庁費(登 記情報システム改修等経費 及び地籍情報システム改修 費並びに自家発電設備点検 整備費に限る。)		在外公館	在外公館	(項)	団体等調査業務庁費(公安 調査用車両整備費に限る。)
登記業務庁費(書架緊急整 備費に限る。)		在 外	在 外	(項)	地域別外交費のうち 諸謝金(日本企業海外展開 支援調査費に限る。)
登記事項証明書交付事務等 委託費(閉鎖登記簿電子化 推進経費に限る。)		在 外	在 外	(項)	職員旅費(日本企業海外展 開支援調査費に限る。)
国籍等事務処理費のうち 民事業務庁費(戸籍電子証 明書活用促進調査等経費及 び供託事務処理システム更 改経費に限る。)		在 外	在 外	(項)	在外公館共通費のうち 在外公館連絡庁費(防弾車 緊急整備費に限る。)
出入国在留管理庁共通 のうち 庁費(出入国在留管理庁設 備緊急整備費に限る。)	(項)	財務省	税関	(項)	政府開発援助在外公館連絡 庁費(防弾車緊急整備費に 限る。)
出入国管理企画調整推 進費のうち 出入国管理業務庁費(出入 国在留管理庁ホームページ 整備費に限る。)		財務省	税関	(項)	車両購入費(防弾車緊急整 備費に限る。)
出入国管理業務費のうち 情報処理業務庁費(出入国 管理システム緊急整備費に 限る。)		文部科学省	文部科学省	(項)	税関業務特別庁費(電磁的 記録媒体折用機器緊急整備 費、分析機器緊急整備費、 ゲート式金属探知機緊急整 備費、エックス線検査装置 緊急整備費及び不正薬物・ 爆発物探知装置緊急整備費 に限る。)

教育政策推進費のうち 教育政策推進事業委託費 (就職氷河期世代教職リカ レシト教育プログラム事業 費に限る。)	公立社会教育施設災害復旧 都道府県事務費交付金	独立行政法人教職員支 援機構施設整備費	独立行政法人国立青少 年教育振興機構施設整 備費	独立行政法人国立女性 教育会館施設整備費 初等中等教育振興費のうち 公立学校情報機器整備費補 助金	高等教育振興費のうち 独立行政法人国立高等専門 学校機構設備整備費補助金 国立大学法人情報機器整備 費補助金	私立学校振興費のうち 私立学校建物其他災害復旧 費補助金 私立学校情報機器整備費補 助金	私立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金	私立学校施設災害復旧都道 府県事務費交付金	科学技術・学術政策推 進費 持続可能開発目標達成支援 事業費補助金	研究振興費のうち 先端研究設備整備費補助金	研究開発推進費のうち 国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構設備整備費 補助金
厚生労働省	厚生労働省	文部科学省	文化庁	文部科学省	文部科学省	文部科学省	文部科学省	文部科学省	文部科学省	文部科学省	文部科学省
国立研究開発法人海洋 研究開発機構船舶建造 費	国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構施 設整備費	公立文教施設整備費のうち 公立社会教育施設災害復旧 費補助金	公立学校情報通信ネット ワーク環境施設整備費補助 金	(項) 独立行政法人日本学生 支援機構施設整備費 (項) 日本学士院施設費	(項) スポーツ振興費のうち スポーツ振興感染症特別対 策庁費	(項) 文化財保存事業費のうち 国宝重要文化財等防災施設 整備費補助金	独立行政法人国立科学 博物館施設整備費 独立行政法人国立美術 館施設整備費	独立行政法人国立美術 館施設整備費のうち 独立行政法人国立美術館施 設整備費補助金(国立西洋 美術館施設整備費に限る。)	独立行政法人日本芸術 文化振興会施設整備費	(項) 感染症対策費のうち 疾病予防対策事業費等補助 金(緊急風しん抗体検査等 事業費に限る。)	医療提供体制推進事業費補 助金(災害拠点病院設備緊急 精神科病院設備緊急整備事 業費に限る。)

		医療施設等災害復旧費補助金		社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金		生活保護等対策費のうち公的扶助資料調査費(生活保護業務データベースシステム修費に限る。)
		医療保険給付諸費のうち高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(オンライン請求システム及び国保総合システム改修事業費並びに電算処理システム改修事業費に限る。)		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護業務処理システム改修事業費及び就職氷河期世代支援に限る。)
		国民健康保険団体連合会等補助金(オンライン請求システム改修事業費に限る。)		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(介護福祉士修学資金等貸付事業費に限る。)
		医療費適正化推進費のうち医療費適正化対策推進業務委託費(データベース分析関連サービス事業費に限る。)		社会福祉諸費のうち民間社会福祉事業助成費補助金(生活福祉資金業務システム改修事業費に限る。)
		生活衛生対策費のうち生活衛生関係営業対策調査委託費(生産性向上特別対策事業費に限る。)		障害保健福祉費のうち障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム緊急改修事業費及び災害時情報共有システム整備事業費に限る。)
		生活衛生関係営業対策事業費補助金(情報通信技術活用等特別対策事業費に限る。)		障害者総合支援事業費補助金(障害者支援施設等先行的生産性向上推進事業費に限る。)
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費		社会福祉施設等設備災害復旧費補助金
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(中小企業・小規模事業者重点的支援事業費に限る。)		公的年金制度等運営諸費のうち社会保障関係情報化業務庁費(中小企業等被用者保険適用普及啓発経費に限る。)
		保育対策費のうち保育対策事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業費に限る。)		介護保険制度運営推進のうち要介護認定調査委託費(介護ロボット導入支援及び導入効果実証研究事業費に限る。)
		子ども・子育て支援対策費		

要介護認定調査委託費(災害時情報共有システム整備事業費に限る。) 要介護認定調査委託費(介護事業所先行の生産性向上推進事業費及び介護情報連携推進事業費に限る。) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 医療介護提供体制改革推進交付金 食品の安全・消費者の信頼確保対策費 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金(動物用ワクチン緊急時増産体制整備事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進対策費 戸費(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進調査等委託費(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金(外食産業業費に限る。) 食料安全保障確立対策費 食料安全保障確立対策調査等委託費(家畜伝染病情報発信事業費に限る。) 担い手育成・確保等対策費 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金(担い手確保・経営強化支援事業費に限る。)	農林水産省 農林水産省 (項)	要介護認定調査委託費(災害時情報共有システム整備事業費に限る。) 要介護認定調査委託費(介護事業所先行の生産性向上推進事業費及び介護情報連携推進事業費に限る。) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 医療介護提供体制改革推進交付金 食品の安全・消費者の信頼確保対策費 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金(動物用ワクチン緊急時増産体制整備事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進対策費 戸費(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進調査等委託費(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金(輸出促進緊急対策事業費に限る。) 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金(外食産業業費に限る。) 食料安全保障確立対策費 食料安全保障確立対策調査等委託費(家畜伝染病情報発信事業費に限る。) 担い手育成・確保等対策費 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金(担い手確保・経営強化支援事業費に限る。)
担い手育成・確保等対策事業費補助金(新規就農支援緊急対策事業費に限る。) 農地集積・集約化等対策費 農地集積・集約化対策推進交付金(中山間地域所向上支援事業費に限る。) 国産農産物生産・供給体制強化対策費 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金(国産農産物生産・供給体制強化緊急対策事業費に限る。) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金(国産農産物生産・供給体制強化緊急対策事業費に限る。) 農山漁村活性化対策費のうち 農山漁村活性化対策推進交付金(棚田地域振興緊急対策事業費及びシブ工利用拡大加算化支援事業費に限る。) 農林水産本省検査指導機関 農林水産本省検査指導所 農林整備・保全費のうち 森林整備・保全調査等委託費(森林サード産業緊急対策事業費に限る。) 林産物供給等振興対策費 林産物供給等振興調査等委託費(合法伐採木材等利用推進事業費に限る。)	農林水産省 農林水産省 (項)	担い手育成・確保等対策事業費補助金(新規就農支援緊急対策事業費に限る。) 農地集積・集約化等対策費 農地集積・集約化対策推進交付金(中山間地域所向上支援事業費に限る。) 国産農産物生産・供給体制強化対策費 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金(国産農産物生産・供給体制強化緊急対策事業費に限る。) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金(国産農産物生産・供給体制強化緊急対策事業費に限る。) 農山漁村活性化対策費のうち 農山漁村活性化対策推進交付金(棚田地域振興緊急対策事業費及びシブ工利用拡大加算化支援事業費に限る。) 農林水産本省検査指導機関 農林水産本省検査指導所 農林整備・保全費のうち 森林整備・保全調査等委託費(森林サード産業緊急対策事業費に限る。) 林産物供給等振興対策費 林産物供給等振興調査等委託費(合法伐採木材等利用推進事業費に限る。)

			森林整備・林業等振興のうち 対策費 国有林野森林整備・林業等 振興管理費 森林整備・林業等振興事業 費補助金 森林整備・林業等振興整備 費補助金 漁業経営安定対策費のうち 漁業経営安定対策事業費補助 金(漁業担い手確保緊急 支援事業費に限る。) 漁業経営安定対策地方公共 団体整備費補助金 漁村振興対策費のうち 水産物加工・流通等対策事 業費補助金(水産物輸出拡 大連携推進事業費に限る。) 水産物加工・流通等対策地 方公共団体整備費補助金 産業・事業新陳代謝促 進費		情報技術利用促進支援事業 費補助金 サード産業強化費のうち サード産業強化事業委託 費(予防・健康づくり推進 調査事業費に限る。) サード産業強化事業費補助 金(先端的教育用ソフト ウェア導入実証事業費に限 る。) サード産業強化事業費補助 金(認知症共生社会事業 費に限る。) クールジャパン推進費のうち コンテンツ産業等強化事業 費補助金(コンテンツ・基 礎整備事業費に限る。) コンテンツ産業等強化事業 費補助金(インバウンド需 要拡大推進事業費に限る。) 産業保安・危機管理費のうち 高圧ガス等技術基準策定研 究開発委託費(停電復旧事 業共有システム等整備事業 費に限る。) 海外市場開拓支援費のうち 中小企業海外市場開拓支援 事業費補助金 環境政策推進費のうち 環境問題対策調査等委託費 石油安定供給確保費 経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策委 託費(中小企業・小規模事 業者の生産性向上支援体制 強化事業費、大企業人材等 の地方活躍推進事業費及び 事業承継・世代交代集中 策事業費に限る。)
経済産業省	経済産業省	(項)	中小企業新事業創出促進対 策事業費補助金(ベン チャー企業等新事業創出支 援事業費に限る。) 技術革新促進・環境整 備費のうち 産業技術実用化開発事業費 補助金(ボス・ト・G情報通 信システム基盤強化研究開 発事業費に限る。) 産業技術実用化開発事業費 補助金(放射性物質研究施 設施設等運営事業費に限 る。) ものづくり産業振興費のうち 移動手段多様化促進調査委 託費 安全運転サポート車等普及 促進対策費補助金	資源エネルギー庁 中小企業	(項) (項)

国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	(項)		
		中小企業経営支援等対策補助金(事業承継・世代交代集中支援事業費に限る。)		地域公共交通維持・活性化推進費のうち
		中小企業経営支援等対策補助金(被災小規模事業者再建支援事業費に限る。)		地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バリアフリー化車両等緊急購入費に限る。)
		中小企業経営支援等対策補助金(大企業人材等の地方活躍推進事業費に限る。)		建設市場整備推進費のうち
		中小企業事業環境整備費のうち		建設市場整備推進調査費(外国人建設労働者適正就労等推進事業費、建設業担い手確保推進事業費及び建設業人材育成推進事業費に限る。)
		中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金		海事産業市場整備等推進費のうち
		道路環境等対策費のうち		技術研究開発調査費(船舶産業生産性向上促進調査費に限る。)
		自動車環境総合改善対策費補助金(トラック運送業荷役作業効率化機器等導入支援事業費に限る。)		独立行政法人海技教育機構施設整備費
		地球温暖化防止等対策のうち		国 土 形 成 推 進 費のうち
		地球温暖化防止等対策調査費(物流業生産性向上促進調査費に限る。)		国土形成推進調査費(過度な東京一極集中是正方策検討調査費に限る。)
		公共交通等安全対策費のうち		北海道総合開発推進費のうち
		公共交通等安全対策調査費(走錯防止支援システム開発費に限る。)		民族共生象徴空間運営委託費(普及推進事業費に限る。)
		独立行政法人航空大学校施設整備費		水資源開発施設災害復旧事業費
		総合的物流体系整備推進費のうち		(項) 技術研究開発推進費のうち
		総合的物流体系整備推進調査費(基幹的広域防災拠点支援施設災害復旧費に限る。)		試験研究費(水害対策等防災・減災、国土強靱化調査研究費に限る。)
		都市・地域づくり推進のうち		(項) 災害情報整備推進費のうち
		都市・地域づくり推進調査費(スマートシティ実証調査費に限る。)		測量庁費(防災地理情報緊急整備費に限る。)

国土技術政策総合研究所
国 土 地 理 院

地方整備局		地方整備局施設費	環境省	環境省	船舶交通安全基盤災害復旧事業費
観光庁	(項)	観光振興調査費(新市場誘客促進調査費に限る。)	環境省	環境省	船舶交通安全基盤災害復旧事業費
	(項)	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(ホストタウン等緊急対策事業費に限る。)			船舶交通安全基盤災害復旧事業工事諸費
気象庁	(項)	観測予報等業務費のうち観測予報庁費(地域防災力強化緊急対策事業費に限る。)	環境省	環境省	大気・水・土壌環境等保全費
	(項)	運輸安全委員会のうち公共交通等安全対策調査費(航空事故調査用機器緊急整備費に限る。)			環境保全調査費(大気汚染物質広域監視システム再構築事業費に限る。)
海上保安庁	(項)	船舶交通安全及海上治のうち安対策費	環境省	環境省	廃棄物・リサイクル対策推進費
	(項)	職員旅費(無人機飛行実証事業費に限る。)			環境保全調査費(シジ袋有料化理解促進事業費に限る。)
海上保安庁	(項)	情報処理業務庁費(衛星データ活用検証経費に限る。)	環境省	環境省	環境保全調査費(浄化槽リノベーション推進事業費に限る。)
	(項)	水路業務庁費(観測設備災害復旧費に限る。)			災害等廃棄物処理促進費補助金
海上保安庁	(項)	整備費(航空シミュレータ更新経費、無人機飛行実証事業費、巡視船艇用長距離離音響発生装置機材緊急整備費に限る。)	環境省	環境省	生物多様性保全等推進費
	(項)	通信設備整備費(撮影画像伝送システム緊急整備費、伝情報収集用通信設備緊急整備費及び陸上通信設備災害復旧費に限る。)			環境保全調査費(沖合海底生物生息状況等調査事業費に限る。)
船舶購入費	(項)	船舶購入費	環境省	環境省	環境・経済・社会の統合的向上費
	(項)	船舶購入費			環境保全調査等委託費(グリーンフリース活性化調査等事業費に限る。)

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 となる年度	事 由
内 閣 府	内 閣 官 房	政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整システムの開発等	5,645,439	令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内	政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整システムの開発等について、多くの日数を要するため
		情報通信施設整備	6,715,731	令和元年度	令和元年度以降4箇年度以内	情報通信施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム開発等	77,652,204	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		既 定	23,963,694	同	同	
		追 加	101,615,898	—	—	
		改 定	1,505,373	令和元年度	令和元年度及び令和2年度以降4箇年度以内	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため
		既 定	4,666,658	同	—	一般国道58号名瀬東世富慶地区道路(その3)の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		追 加	6,172,031	—	—	
		改 定	4,700,000	令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内	
		既 定	220,000	同	令和2年度	一般国道329号与那原高架橋(その3)の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
内 閣 府	内 閣 本 府	追 加	4,920,000	—	—	
		改 定	8,010,000	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	
		既 定	100,000	同	—	
		追 加	8,110,000	—	—	

総務省	総務本省	消防庁	沖縄道路修繕事業	定	900,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	一般国道58号修繕工事については、多くの日数を要するため
			追	加	200,000	同	令和2年度	
			改	定	1,100,000	—	—	
			沖縄道路交通安全施設等整備事業	定	665,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
			既	加	160,000	同	令和2年度	
			改	定	825,000	—	—	
			沖縄地域連携道路事業費補助	定	207,000	令和元年度	令和2年度	
			宇宙開発戦略推進事務局	定	53,283,797	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	
			既	加	20,737,793	同	同	
			改	定	74,021,590	—	—	
警察庁	警察庁	警察庁	警察情報管理システム開発	定	569,610	令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内	警察情報管理システムの開発については、多くの日数を要するため
			警察通信機器整備	定	612,558	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	
			既	加	1,052,088	同	令和3年度	
			追	定	1,664,646	—	—	
			航空機購入	定	13,174,858	令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内	
			改	加	1,025,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
			消防庁情報システム整備	定	1,112,834	令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内	
			航空機購入	定	2,186,006	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
			既	加	1,052,088	同	令和3年度	
			追	定	1,664,646	—	—	

法 務 省	法 務 本 省	法 務 省 施 設 整 備				
		既 定	31,685,622	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 4 箇年度以内	イ 福岡刑務所の施設の整備については、多くの日数を要するため 出入国管理システムの整備については、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	6,136,621 37,822,243	同 —	同 —	
	出入国在留管理 庁	出入国管理システム 整備	5,703,394	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	文 部 科 学 省	国立大学法人船舶建 造費補助	11,342,980	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	
		既 定	2,987,237	同	令 和 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	国立大学法人が施行する実習船代船建造事業については、その事業 を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を 行うことを要するため
		追 加	14,330,217	—	—	
		改 定	19,736,057	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
		既 定	10,281,553	同	令 和 元 年 度 以 降 4 箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション の開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	30,017,610	—	—	
		改 定	5,619,176	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	
		既 定	9,756,803	同	令 和 元 年 度 以 降 4 箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事 業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業 費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追 加	15,375,979	—	—	
		改 定	3,776,600	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇年度以内	国立研究開発法人海洋研究開発機構が施行する学術研究船建造事業 については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費 を補助する旨の決定を行うことを要するため

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備補助		令和元年度	令和元年度以降3箇年度以内 令和元年度以降5箇年度以内	
農林水産省	既定	2,082,847	—	令和元年度以降3箇年度以内
	追加	11,669,384	同	令和元年度以降5箇年度以内
	改定	13,752,231	—	—
	かんがい排水事業 既定	40,619,876	令和元年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	73,000	同	令和元年度以降5箇年度以内
	改定	40,692,876	—	—
	農用地再編整備事業 既定	826,000	令和元年度以降3箇年度以内	竜西地区天竜川伏越制水ゲート製作据付工事については、多くの日数を要するため
	追加	160,000	同	南周防地区大原田地区画整理(その2―3)工事については、多くの日数を要するため
	改定	986,000	—	—
	総合農地防災事業 既定	4,252,000	令和元年度以降3箇年度以内	射水平野地区西部排水機場電気設備改修工事ほか4件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
農林水産本省	追加	1,546,000	同	令和元年度以降2年度
	改定	5,798,000	—	—
	農業競争力強化基盤 整備事業費補助	741,000	令和元年度	令和2年度
	農村地域防災減災事業 費補助	359,000	令和元年度	令和2年度
	治山事業 既定	300,000	令和元年度	令和2年度
林野庁	追加	2,374,000	同	同
	改定	2,674,000	—	—

国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国有林野内治山事業 既定 追加	260,000 3,763,000	令和元年度 同	令和2年度 同	屏風山地区はか50地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		改定 治山事業費補助	4,023,000 3,143,000	— 令和元年度	— 令和2年度	
		森林環境保全整備事業 既定	3,237,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
		追加	1,600,000	同	令和2年度	
		改定 森林環境保全整備事業費補助	4,837,000 286,000	— 令和元年度	— 令和2年度	
		漁業調査船建造	9,500,000	令和元年度	令和元年度以降4箇年度以内	
		特定漁港漁場整備事業	800,000	令和元年度	令和2年度	
		水産物供給基盤整備事業費補助	1,301,000	令和元年度	令和2年度	
		水産資源環境整備事業費補助	1,869,000	令和元年度	令和2年度	
		沿道環境改善事業 既定	576,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
		追加	150,000	同	令和2年度	一般国道兵庫2号姫路沿道環境改善(その2)の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため
		改定 国営公園整備 既定	726,000	—	—	
		追加	92,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	
		追加	381,000	同	令和2年度	

屏風山地区はか50地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため

治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

宗谷地区はか3地区の造林事業並びに石狩空知地区はか24地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため

森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

漁業調査船の建造については、多くの日数を要するため

日本海西部地区及び隠岐海峡地区の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため

水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

一般国道兵庫2号姫路沿道環境改善(その2)の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため

国営常陸海浜公園ほか3箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため

改定	473,000	—	—	
総合水系環境整備事業				
既追加	149,800	令和元年度	令和2年度	高瀬川水系ほか3水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
追	402,000	同	同	
改定	551,800	—	—	阿武隈川ほか22河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
河川改修事業				
既追加	22,424,820	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	九頭竜川足羽川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追	6,640,000	同	令和2年度	
改定	29,064,820	—	—	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
河川総合開発事業				
既追加	18,366,150	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追	615,000	同	令和2年度	
改定	18,981,150	—	—	多目的ダム建設事業
庄川利賀ダム建設工事				
既追加	2,666,400	令和元年度	令和元年度以降4箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事
追	706,000	同	令和2年度	
改定	3,372,400	—	—	雄物川成瀬ダムの建設工事
雄物川成瀬ダム建設工事				
既追加	2,832,500	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
追	113,000	同	令和2年度	
改定	2,945,500	—	—	砂防工事
砂防工事				
既追加	13,855,327	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	

追 加	4,676,000	同	令 和 2 年 度	赤川水系ほか23水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
改 定 地すべり対策事業	18,531,327	—	—	
追 加	2,820,000	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内	最上川・赤川月山地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
追 加	100,000	同	令 和 2 年 度	
改 定 海岸保全施設整備事業	2,920,000	—	—	
既 定	1,309,000	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	新潟港海岸ほか5海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
追 加	2,000,000	同	令 和 2 年 度	
改 定 海岸維持管理 道路更新防災対策事業	3,309,000 290,000	— 令 和 元 年 度	— 令 和 2 年 度	沖ノ島島海岸の維持管理については、多くの日数を要するため
既 定	17,560,000	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 4 箇 年 度 以 内	
追 加	740,000	同	令 和 2 年 度	一般国道広島2号広島木原道路ほか2箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
改 定 道路修繕事業	18,300,000	—	—	
既 定	100,006,940	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	一般国道静岡1号修繕ほか57箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
追 加	9,860,000	同	令 和 2 年 度	
改 定 雪寒地域道路交通確保事業	109,866,940	—	—	
既 定	1,622,000	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	一般国道秋田7号能代防雪及び滋賀161号大津高島防雪の雪寒工事については、多くの日数を要するため
追 加	480,000	同	令 和 2 年 度	
改 定	2,102,000	—	—	

道路交通安全施設等整備事業				
既 定	7,442,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	一般国道広島2号新倉交差点改良ほか5箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
追加	879,000	同	令和2年度	
改定	8,321,000	—	—	
交通事故重点対策道路事業				
既 定	6,387,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	一般国道新潟7号新潟港東港地区交差点改良ほか9箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
追加	1,356,000	同	令和2年度	
改定	7,743,000	—	—	
港湾改修事業				
既 定	80,735,500	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	新潟港ほか12港の改修工事については、多くの日数を要するため
追加	7,450,000	同	令和2年度	
改定	88,185,500	—	—	
港湾改修事業費補助				
既 定	492,000	令和元年度	令和元年度及び令和2年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	270,000	同	令和2年度	
改定	762,000	—	—	
地域連携道路事業				
既 定	303,520,000	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	高速自動車国道山形日本海沿岸東北自動車道酒田遊佐地区道路(その5)ほか42箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
追加	10,720,000	同	令和2年度	
改定	314,240,000	—	—	
地域連携道路事業費補助				
既 定	14,919,650	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内	

[illegible]

		令和元年度	令和2年度	
追 改 定	北海道砂防事業	8,242,690	—	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	既 定	200,000	令和2年度 同	
追 改 定	北海道道路更新防災対策事業	300,000	—	石狩川水系の砂防工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	既 定	3,170,000	令和元年度以 降3箇年度以内 令和2年度	
追 改 定	北海道地域連携道路事業	5,670,000	—	一般国道5号塩谷トンネル(その2)ほか6箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
	既 定	23,700,000	令和元年度以 降5箇年度以内 令和2年度	
追 改 定	北海道道路修繕事業	27,550,000	—	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線山花道路(その4)ほか6箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
	既 定	8,267,000	令和元年度及 び令和2年度 令和2年度	
追 改 定	北海道港湾改修事業	10,405,000	—	一般国道5号修繕ほか8箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
	北海道総合水系環境整備事業	4,426,000	令和2年度	
追 改 定	北海道道路交通安全施設等整備事業	370,000	令和2年度 同	室蘭港ほか5港の改修工事については、多くの日数を要するため 網走川水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
	既 定	2,135,000	令和2年度	
追 改 定	北海道道路交通安全施設等整備事業	2,505,000	—	一般国道231号岩尾視距改良(その4)ほか3箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
	既 定	2,505,000	—	

北海道交通事故重点 対策道路事業		定 加	令和元年度	令和2年度	
既 定		2,135,000	令和元年度	令和2年度	
追 加		735,000	同	同	一般国道36号戸磯交差点改良ほか7箇所の交通事故重点対策工 事については、多くの日数を要するため
改 定		2,870,000	—	—	
北海道特定漁港漁場 整備事業					抜海漁港ほか4漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日 数を要するため
既 定		804,000	令和元年度	令和2年度	
追 加		1,180,000	同	同	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
改 定		1,984,000	—	—	
北海道治山事業費補 助		811,000	令和元年度	令和2年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施す るため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うこと を要するため
北海道地域連携道路 事業費補助		744,000	令和元年度	令和2年度	
北海道競争力強化 基盤整備事業費補 助		302,000	令和元年度	令和2年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため
北海道森林環境保全 整備事業費補助		50,000	令和元年度	令和2年度	
北海道水産基盤整備 事業費補助		776,000	令和元年度	令和2年度	航空機用部品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を 要するため 警備救難用ヘリコプター2機の購入については、その生産又は輸入 に多くの日数を要するため ヘリコプター搭載型巡視船等4隻の建造については、多くの日数を 要するため 500トン型巡視船の代船建造については、多くの日数を要するため
海上保安庁					
航空機用部品購入		2,725,428	令和元年度	令和元年度以 降5箇年度以内	
航空機購入		10,561,666	令和元年度	令和元年度以 降5箇年度以内	
大型巡視船建造		55,977,524	令和元年度	令和元年度以 降5箇年度以内	
中型巡視船代船建造		4,229,881	令和元年度	令和元年度以 降4箇年度以内	

防衛省	防衛省	防衛省	武器購入	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内 令和4年度	
		既 追	301,222,980	同	令和元年度以降5箇年度以内 令和4年度	03式中距離地对空誘導弾(改)の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		改 弾 既 追	1,796,917	—	—	
		改 弾 既 追	303,019,897	—	—	
		既 追	208,446,852	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内 令和3年度	弾薬の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		改 器 既 追	8,003,083	同	—	
		改 器 既 追	216,449,935	—	—	
		既 追	43,445,297	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内 令和4年度	救難用器材の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		改 器 既 追	29,362	同	—	
		改 器 既 追	43,474,659	—	—	
		既 追	347,696,597	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内 令和元年度以降3箇年度以内	武器等の整備については、その修理又は部品の生産に多くの日数を要するため
		改 器 既 追	1,528,689	同	—	
		改 器 既 追	349,225,286	—	—	
		既 追	492,480,801	令和元年度	令和元年度以降5箇年度以内 令和3年度	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		改 器 既 追	17,982,612	同	—	
		改 器 既 追	510,463,413	—	—	
		既 追	10,703,827	令和元年度	令和元年度以降4箇年度以内 令和3年度及び令和4年度	固定翼哨戒機P-3C用戦術訓練装置等の整備については、その修理又は部品の生産に多くの日数を要するため
		改 器 既 追	884,195	同	—	
		改 器 既 追	11,588,022	—	—	

令和元年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、令和元年十二月五日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和元年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
当初	一〇一、四五七、〇九四百万円
補正	三、一九四、五七一百万円
計	一〇四、六五一、六六五百万円
歳出	
当初	一〇一、四五七、〇九四百万円
補正	三、一九四、五七一百万円
計	一〇四、六五一、六六五百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	△ 二、三一五、〇〇〇百万円
2 税外収入	一八八、〇九〇百万円
3 公債金	四、四二一、四〇〇百万円
(1) 公債金	二、一九一、七〇〇百万円
(2) 特例公債金	二、二二九、七〇〇百万円
4 前年度剰余金受入	九〇〇、〇八二百万円
計	三、一九四、五七一百万円

歳出

1 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	二、三〇八、五九九百万円
2 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	九一七、二九七百万円
3 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上	一、〇七七、一三六百万円
4 その他の経費	一六九、一九五百万円
5 地方交付税交付金	七四八、一〇九百万円
(1) 前年度剰余金受入見合	九八、五二八百万円
(2) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	六三六、四一五百万円
(3) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	一三、一六六百万円
6 既定経費の減額	△ 一、二九〇、八二二百万円
7 地方交付税交付金の減額	△ 七三四、九四三百万円
計	三、一九四、五七一百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年一月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿

予算委員長 棚橋 泰文

令和元年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年度特別会計補正予算
予算総則 補正

第1条 「平成31年度特別会計予算」の「題名」及び「予算総則」中「[平成31年度]を[令和元年度]に改め、[「丁号国庫債務負担行為」中「[平成31年度]を[令和元年度]に、[平成32年度]を[令和2年度]に、[平成34年度]を[令和4年度]に、[平成31年10月]を[令和元年10月]に改める。』」を「[平成31年10月]を[令和元年10月]に改める。』」に改める。

第2条 次に掲げる各特別会計の令和元年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	国債整理基金
財務省及び国土交通省所管	財政投資融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険金
内閣府及び厚生労働省所管	食料安定供給
農林水産省所管	国有林野事業債務管理
国土交通省所管	自動車安全
国土、裁判所、会計検査院、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

第3条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「内号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第4条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により令和元年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第5条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予算補正予算計算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第6条 令和元年度特別会計予算総則第7条第1項の各特別会計の借入金金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金	31,137,305,408千円
交付税及び譲与税配付金	31,232,305,408千円

に改める。

第7条 令和元年度特別会計予算総則第10条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定による令和元年度において公債を発行することができる限度額「12,000,000,000千円」を「12,550,000,000千円」に改める。

第8条 令和元年度特別会計予算総則第13条第1項に定める「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第4項の規定により令和元年度において公債を発行することができる限度額「928,400,000千円」を「904,200,000千円」に改める。

第9条 令和元年度特別会計予算総則第19条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中

3 沖縄振興開発金融公庫	133,300,000千円
3 沖縄振興開発金融公庫	136,300,000千円
4 株式会社日本政策金融公庫	3,671,500,000千円
4 株式会社日本政策金融公庫	3,756,500,000千円
16 独立行政法人都市再生機構	445,400,000千円
16 独立行政法人都市再生機構	502,700,000千円
17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000,000千円
17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,550,000,000千円
23 株式会社日本政策投資銀行	300,000,000千円
23 株式会社日本政策投資銀行	800,000,000千円

甲号 歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正額				
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)		
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	入	一般会計より受入	832,771,753	△ 734,943,000	97,828,753		
			東日本大震災復興特別会計より受入	782,352,145 50,419,608	△ 734,943,000 0	47,409,145 50,419,608		
			租税	0	△ 30,200,000	△ 30,200,000		
		借入金	地方税法、税金	95,000,000	△ 30,200,000 0	△ 30,200,000 95,000,000		
			借入金	95,000,000	0	95,000,000		
		歳入	補正額	927,771,753	△ 765,143,000	162,628,753		
			地方交付税交付金	145,419,608	0	145,419,608		
		歳出	地方交付税交付金	34,243,145	0	34,243,145		
			補正額	179,662,753	0	179,662,753		
		財務省	国債整理基金	入	他会計より受入	73,337	△ 1,101,180,319	△ 1,101,106,982
					東日本大震災復興他会計より受入	73,337 0	△ 1,075,159,550 △ 26,020,769	△ 1,075,086,213 △ 26,020,769
				公債	公債	3,780,232,220	△ 2,597,160,015	1,183,072,205
					公債	2,536,873,330	△ 2,597,160,015	△ 60,286,685
資産処分収入	復興借換公債金			1,243,358,890	0	1,243,358,890		
	東日本大震災復興株式会社売却収入			0	△ 1,474,919,572	△ 1,474,919,572		
配当金収入	東日本大震災復興配当金収入			10,595,246	0	10,595,246		
	東日本大震災復興配当金収入			10,595,246	0	10,595,246		
雑収入	雑収入			78,304	△ 108,176,545	△ 108,098,241		
	雑収入			78,304	△ 108,176,545	△ 108,098,241		
		前年度剰余金受入	10,586,157	0	10,586,157			
		前年度剰余金受入	10,586,138	0	10,586,138			

		東日本大震災復興前年度剰 余金受入							
		歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額
財務省及び国土交通省	歳出	3,801,565,264	△	5,281,436,451	0	△	1,479,871,187	19	
		2,547,611,109	△	3,780,496,110	△	△	1,232,885,001		
		1,253,954,155	△	1,500,940,341	△	△	246,986,186		
		3,801,565,264	△	5,281,436,451	△	△	1,479,871,187		
	財政融資								
財務省及び国土交通省	歳入	0	△	154,574,331	△	△	154,574,331		
		0	△	154,574,331	△	△	154,574,331		
		550,000,000	0	0	0	△	550,000,000		
		550,000,000	△	5,338,461	△	△	550,000,000		
	財政融資資金勘定								
財務省及び国土交通省	歳入	550,000,000	△	159,912,792	△	△	390,087,208		
		550,000,000	△	159,912,792	△	△	390,087,208		
		0	△	189,839	△	△	550,000,000		
		0	△	55,297,569	△	△	189,839		
	歳出	0	△	71,967,272	△	△	55,297,569		
内閣府 文部科学省、経済産業省及び環境省	歳入	550,000,000	△	127,454,680	△	△	422,545,320		
		550,000,000	△	127,454,680	△	△	422,545,320		
		0	△	0	△	△	35,000,000		
		35,000,000	△	0	△	△	35,000,000		
	歳出	35,000,000	△	0	△	△	35,000,000		
内閣府 文部科学省、経済産業省及び環境省	歳入	65,099,553	△	0	△	△	65,099,553		
		65,099,553	△	0	△	△	65,099,553		
		1,600,000	△	0	△	△	1,600,000		
		1,600,000	△	0	△	△	1,600,000		
	歳出	1,600,000	△	0	△	△	1,600,000		
内閣府 文部科学省、経済産業省及び環境省	歳入	66,699,553	△	0	△	△	66,699,553		
		66,699,553	△	0	△	△	66,699,553		
		0	△	0	△	△	0		
		0	△	0	△	△	0		
	歳出	0	△	0	△	△	0		

厚生労働省	歳 出	電 源 開 発 促 進 勘 定 歳 入	他 会 計 よ り 受 入	補 正 額	20,901,585	0	20,901,585
内閣府及び厚生労働省	歳 出	雇 用 保 険 勘 定 歳 入	積 立 金 よ り 受 入 雇用安定資金より受入	補 正 額	25,000,000	0	25,000,000
子ども・子育て支援勘定	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	積 立 金 よ り 受 入	補 正 額	17,097,926	0	17,097,926
前年度剰余金受入	歳 出	他 会 計 よ り 受 入	積 立 金 よ り 受 入	補 正 額	3,700,042	0	3,700,042

	歳 出	歳 入	前年度剰余金受入		歳 入	歳 出	歳 入		歳 出	歳 入	歳 出
			補正額	子ども・子育て支援推進費 業務取扱費			補正額	子ども・子育て支援推進費 業務取扱費			
農 林 水 産 省	業 務 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	0	0	42,706,371	△	42,714,539	0	16,674,899	42,706,371	
	食 料 安 定 供 給 業 務 再 保 険 勘 定 入	農 業 再 保 険 収 入	0	0	59,389,438	△	59,389,438	0	16,674,899	59,389,438	
	漁 業 共 済 保 険 勘 定 入	漁 業 共 済 保 険 収 入	0	0	16,132,067	△	16,132,067	0	16,132,067	16,132,067	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	551,000	△	551,000	0	542,832	551,000	
	漁 業 共 済 保 険 勘 定 入	漁 業 共 済 保 険 収 入	0	0	16,683,067	△	16,683,067	0	16,674,899	16,683,067	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	292,294	△	292,294	0	292,294	292,294	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	292,294	△	292,294	0	292,294	292,294	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	292,294	△	292,294	0	292,294	292,294	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	292,294	△	292,294	0	292,294	292,294	
	漁 船 再 保 険 勘 定 入	漁 船 再 保 険 収 入	0	0	292,294	△	292,294	0	292,294	292,294	
国 土 交 通 省	自 動 車 安 全 検 査 登 録 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	0	0	6,322	△	6,322	0	6,322	6,322	
	自 動 車 安 全 検 査 登 録 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	0	0	6,322	△	6,322	0	6,322	6,322	
	自 動 車 安 全 検 査 登 録 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	0	0	6,322	△	6,322	0	6,322	6,322	
	自 動 車 安 全 検 査 登 録 勘 定 入	他 会 計 よ り 受 入	0	0	6,322	△	6,322	0	6,322	6,322	

費 取 扱 費	業 務 取 扱 費	0	△	6,322	△	6,322	補 正 額		
							補		差 引 額 (千円)
							追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	
出 入	他 会 計 よ り 受 入	1,249,000	0	0	△	18,400,000	△	18,400,000	
歳 入	一 般 会 計 よ り 受 入	1,249,000	0	0	△	18,400,000	△	18,400,000	
歳 出	自 動 車 事 故 対 策 費	1,249,000	0	0	△	12,143,591	△	12,143,591	
入	一 般 会 計 よ り 受 入	617,000	△	85,499	△	24,200,000	△	24,200,000	
歳 入	他 会 計 よ り 受 入	617,000	△	85,499	△	24,200,000	△	24,200,000	
歳 出	一 般 会 計 よ り 受 入	6,316	△	0	△	0	0	0	
入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	6,316	△	0	△	0	0	0	
歳 入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	623,316	△	85,499	△	537,817	△	537,817	
歳 出	補 正 額	280,000	△	0	△	280,000	△	280,000	
入	空 港 整 備 事 業 費	343,316	△	0	△	343,316	△	343,316	
歳 入	沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	0	△	85,499	△	85,499	△	85,499	
歳 出	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	623,316	△	85,499	△	537,817	△	537,817	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 入	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
歳 出	補 正 額	0	△	6,322	△	6,322	△	6,322	
入									

歳 出	復 興 庁			
	復 興 庁 共 通 費	271,792,130	△	73,422,015
	東日本大震災復興支援対策費	271,792,130	△	73,422,015
	東日本大震災復興推進費	0	△	88,702
	東日本大震災復興再生支援事業費	0	△	142,238
	東日本大震災復興再生支援事業費	15,300,130	△	0
	被災者住宅再建支援対策費	0	△	19,599,886
	内閣共通費	5,000,000	△	0
	法務省共通費	0	△	12,551
	文部科学省共通費	0	△	34,396
	農林水産省共通費	0	△	24,682
	環境省共通費	0	△	21,042
	地域活性化等復興政策費	0	△	596,358
	財務行政復興事業費	0	△	588,309
	教育・科学技術等復興政策費	0	△	1,200,000
	農林水産業復興政策費	0	△	1,135,060
	農林水産業復興事業費	0	△	328,422
	経済・産業及びエネルギー安定供給確保等復興事業費	0	△	58,565
	環境保全復興政策費	0	△	2,200,000
	環境保全復興事業費	0	△	2,200,000
	東日本大震災復興治水事業工事諸費	101,492,000	△	13,577
	東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	0	△	73,128
	東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	0	△	3,439
	東日本大震災復興国営追悼・記念施設整備事業工事諸費	0	△	6,475
総 務 省	地方交付税交付金	50,419,608	0	50,419,608
総 務 省		50,419,608	0	50,419,608
総 務 省		50,419,608	0	50,419,608

省 務 財 務 本 省	補 正 額	0	△	226,020,769	△	226,020,769
復 興 債 費	0	△	226,020,769	△	226,020,769	
復 興 加 速 化 ・ 福 島 再 生 予 備 費	0	△	26,020,769	△	26,020,769	
	0	△	200,000,000	△	200,000,000	
歳 出	補 正 額	322,211,738	△	299,442,784		22,768,954

正補費許明越線丙号

所 管	特 別 会 計	事 項	所 管	特 別 会 計	事 項
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	(項) 燃料安定供給対策費のうち 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(石油製品安定供給確保支援事業費に限る。) エネルギー需給構造高度化対策費 二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費(革新的新素材に限る。) 二酸化炭素排出抑制対策事業費のうち 非化石エネルギー導入促進工費補助金及び災害時生活環境整備費補助金、天然ガス利用設備導入支援事業費補助金に限る。 エネルギー使用合理化設備(生産設備工エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金に限る。) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害時活動促進事業費に限る。) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害時活動促進事業費に限る。) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(災害時活動促進事業費に限る。)	厚生労働省 内閣府及び厚生労働省 国土交通省	労働用保険 危険 電源開発促進勘定 自動車事故対策全 自動車事故対策全	(項) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(革新的新素材等普及展開加速化事業費に限る。) (項) 原子力安全業務庁費(緊急時モニタリング資機材更新経費に限る。) (項) 原子力安全業務庁費(原子力規制検査業務システム整備費に限る。) (項) 職業紹介事業等実施費のうち 情報処理業務庁費(在留管理情報連携ハローワークシステム改修費に限る。) 業務取扱費のうち 情報処理業務庁費(在留管理情報連携ハローワークシステム改修費に限る。) (項) 業務取扱費のうち 子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当システム改修事業費に限る。) (項) 自動車事故対策費のうち 自動車事故対策補助金(安全運転サポート車普及促進事業費に限る。)

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 な る 年 度	事 由
厚 生 労 働 省	雇 用 保 険 定 額 補 助 金	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等	119,890,923	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		追 加 定 額	838,774	同	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	
		改 定 額	120,729,697	—	—	
		空 港 整 備 定 額	26,009,940	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		追 加 定 額	5,976,000	同	令 和 2 年 度	
		改 定 額	31,985,940	—	—	
		空 港 整 備 事 業 費 補 助 定 額	565,000	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	
		追 加 定 額	516,000	同	令 和 2 年 度	
		改 定 額	1,081,000	—	—	
		北 海 道 空 港 整 備 定 額	2,188,600	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 及 び 令 和 2 年 度	
国 土 交 通 省	自 動 車 安 全 空 港 整 備 助 成 金	追 加 定 額	2,936,000	同	令 和 2 年 度	新千歳空港ほか6空港の整備については、多くの日数を要するため 空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改 定 額	5,124,600	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	
		北 海 道 空 港 整 備 定 額	960,000	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	
		追 加 定 額	3,395,400	令 和 元 年 度	令 和 元 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		改 定 額	808,000	同	令 和 2 年 度	
		沖 縄 空 港 整 備 定 額	4,203,400	—	—	
		追 加 定 額	—	—	—	
		改 定 額	—	—	—	
		追 加 定 額	—	—	—	
		改 定 額	—	—	—	

令和元年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、国債整理基金特別会計等十特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計等二特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	五一、七八五、四四〇	五一、一四〇、四一七
補正	一六二、六二九	一七九、六六三
計	五二、九四八、〇六八	五一、三二〇、〇八〇

2 国債整理基金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	一九〇、七二五、三八二	一九〇、七二五、三八二
補正	△一、四七九、八七一	△一、四七九、八七一
計	一八九、二三五、五一二	一八九、二三五、五一二

3 財政投融资特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
---------	---------

(1) 財政融資資金勘定

	当初	補正	計
当初	二六、六二八、九三五		二六、六二八、九三五
補正		三九〇、〇八七	三九〇、〇八七
計	二七、〇一九、〇二二		二七、〇一九、〇二二

(2) 投資勘定

	当初	補正	計
当初	九八七、二八四		九八七、二八四
補正		三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
計	一、〇二二、二八四		一、〇二二、二八四

4 エネルギー対策特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
---------	---------

(1) エネルギー需給勘定

	当初	補正	計
当初	二、二三八、四四二		二、二三八、四四二
補正		六六、七〇〇	六六、七〇〇
計	二、二九五、一四二		二、二九五、一四二

(2) 電源開発促進勘定

	当初	補正	計
当初	三三五、九三一		三三五、九三一
補正		三、四七八	三、四七八
計	三三九、四〇八		三三九、四〇八

5 東日本大震災復興特別会計

	当初	補正	計
当初	二、一三四、七九〇		二、一三四、七九〇
補正		二二、七六九	二二、七六九
計	二、一五七、五五九		二、一五七、五五九

以上のほかに、労働保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和二年一月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿
予算委員長 棚橋 泰文

令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右
国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令和元年度政府関係機関補正予算
予算総則 補正

第1条 「平成31年度政府関係機関予算」の「題名」及び「予算総則」中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第2条 令和元年度政府関係機関予算総則第2条第1項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の表

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額 政府以外の者からの借入金の総額 沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	133,300,000千円 700,000 20,000,000 725,000
------------	--	---

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額 政府以外の者からの借入金の総額 沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額	136,300,000千円 700,000 20,000,000 725,000
------------	--	---

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務 農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 危機対応円滑化業務 特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額	2,007,000,000千円 235,000,000 530,000,000 50,000,000 896,000,000 155,000,000 99,000,000 100,000,000 140,000,000
--------------	--	---	---

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務 農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務 危機対応円滑化業務 特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額 借入金の総額 社債の額面総額	2,042,000,000千円 235,000,000 550,000,000 50,000,000 926,000,000 155,000,000 99,000,000 100,000,000 140,000,000
--------------	--	---	---

に改める。

令和元年度政府関係機関補正予算(機第一号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

- 1 沖縄振興開発金融公庫
借入金の限度額を「三三三、三〇〇百万円から一三六、三〇〇百万円に改めることとする。」
2 株式会社日本政策金融公庫

- (1) 国民一般向け業務
借入金の限度額を「二、〇〇七、〇〇〇百万円から一、〇四二、〇〇〇百万円に改めることとする。」
(2) 農林水産業者向け業務
借入金の限度額を「五三〇、〇〇〇百万円から五五〇、〇〇〇百万円に改めることとする。」
(3) 中小企業者向け業務
借入金の限度額を「八九六、〇〇〇百万円から九二六、〇〇〇百万円に改めることとする。」

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和二年一月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿
予算委員長 棚橋 泰文

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

六五

附則第五条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

理由
地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として六千四百九十六億円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和三年度から令和十二年度までの各年度における地方交付税の総額から六百五十億円をそれぞれ減額すること。

2 令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を九百五十億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じること。
3 令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について五百四億円を加算すること。
4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

令和元年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出において、地方交付税交付金千四百五十四億円が計上されている。
右報告する。
令和二年一月二十八日

総務委員長 大口 善徳
衆議院議長 大島 理森殿

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

右国会に提出する。

令和二年一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、財政法第六条第一項の規定の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、令和元年度一般会計補正予算(第1

号)等の編成に当たり、国債の発行を抑制するとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金金の償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しないこととするものである。
なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について財政法第六条第一項の規定の特例を定めることは、必要にしてやむを得ないものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

平成三十年度における財政法第六条の純剰余金のうち約八千十六億円については、令和元年度一般会計補正予算(第1号)において、一般財源に充当することとしている。
右報告する。
令和二年一月二十八日

財務金融委員長 田中 良生
衆議院議長 大島 理森殿

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和二年一月二十八日

提出者

農林水産委員長 吉野 正芳

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同表二十一の項中「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改め、同条第二項中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

第十条第三項、第十五条、第十六条第一項及び第二十一条第一項第一号中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「(旧法の廃止等)」を付する。

附則第三項を附則第三条とする。

附則第四項中「基く」を「基づく」に改め、同項を附則第四条とする。

附則第五項及び第六項を削り、附則に次の見出し及び六条を加える。

(アフリカ豚熱に関する特例)

第五条 農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合(家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかつていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。)において、第三章(次項の規定により読み替えて適用される第十七条の二の規定に係る部分を除き、第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)並びに次条及び附則第七条の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患者及び疑似患者(以下この項において「患者等」という。)以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患者等以外の家畜を殺す必要がある地域を附則第五条指定地域として、また、当該附則第五条指定地域において殺す必要がある家畜(患者等を除く。)を附則第五条指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2 前項の附則第五条指定地域(以下この項において単に「附則第五条指定地域」という。)及び前項の附則第五条指定家畜(以下この項において単に「附則第五条指定家畜」という。)については、附則第五条指定地域及び附則第五条指定家畜の指定を第十七条の二第一項の指定地域及び

指定家畜の指定と、附則第五条指定地域を同項の指定地域と、附則第五条指定家畜を指定家畜と、それぞれみなして、この法律の規定を適用

する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第二項	口蹄疫	アフリカ豚熱
	ものとする	ものとする。
第十七条の二第三項	都道府県知事	都道府県知事(家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかつていることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会)
第十七条の二第八項	第三項	附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第三項

3 アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条	及び第五十八条から第六十条の二まで	第五十八条(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第五十九条、第六十条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第三条の二第二項	まん延を	まん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。)を
第三条の二第二項、第二十六條第二項、第二十八條の二第二項、第三十一条第二項及び第五十八條第五項	前項	前項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第三条の二第二項及び第二十六條第五項	同項	前項

第三條の二第二項、第二十六條第一項、第二十八條の二第一項、第三十條、第三十一條第一項並びに第三十二條から第三十五條まで	まん延	まん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。)	
		防止(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止を含む。)	
第三條の二第三項	防止	次項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	
第三條の二第四項	次項	前項(同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	
第三條の二第五項	とき	とき(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によりその病原体が拡散し、又は拡散するおそれがあるときを含む。)	
第三條の二第五項及び第二十六條第五項	第三項	第三項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	
第二十六條第一項	ときは、 以下「要消毒倉庫等」という	ときは、要消毒倉庫等(及びその敷地(農林水産省令で定める敷地を除く。))をいう。以下同じ	
第二十六條第三項及び第四項、第二十八條の二第三項並びに第五十八條第四項	第一項	第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	
第二十六條第四項	要消毒倉庫等及びその敷地(農林水産省令で定める敷地を除く。)	要消毒倉庫等	
第二十六條第五項	前項	前項(同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)	
第二十六條第六項	第四項	第四項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	
	の敷地	に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等	

令和二年一月二十八日 衆議院会議録第四号 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

第二十八條第二項	第二十六條第四項	第二十六條第四項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第二十八條の二第二項	から出る	に出入りする
第三十五條	まん延	まん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延によるその病原体の拡散を含む。)
第四十六條第一項	この章	この章(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第二十六條まで	第二十五條まで、第二十六條(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三十一條第一項並びに同条第二項	第三十一條第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四十七條	第三十四條	第三十四條第二十六條第一項、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條並びに第三十四條については、附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四十八條	前条	前条(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第五十二條の三	第三章	第三章(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第二十六條第二項	第二十六條第二項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第四十八條	第四十八條(これらの規定が附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)
	第十七條の二第二項又は第二十六條第一項	第十七條の二第五項又は第二十六條第一項(附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)

第五十八条第一項第四号	第三十一条第一項	第三十一条第一項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第五十八条第三項	前二項	第一項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び前項
	第一項第四号	第一項第四号(同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十条第一項第二号	第五十八条第五項	第五十八条第五項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十条第二項	第三十二条	第三十二条(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三十三条	第三十三条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第三十四条	第三十四条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十一条	第三十一条第二項	第三十一条第二項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
	第五項、第三十条第一項	第五項(同条第一項、第三項及び第五項については、附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第三十条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第三十一条第一項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十四条第二号	場合	場合及びこれらの規定が附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合
第六十六条第一号及び第二号	ついては、	ついては
第六十六条第一号	含む	含み、第二十六条第四項及び第六項、第二十八条第二項並びに第二十八条の二第一項については附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六条第二号	含む	含み、第二十六条第一項及び第三十条については附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む

第六十六条第三号	含む	含み、第二十六条第二項については附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六条第七号及び第八号	場合	場合及び附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合
第六十七条	から前条まで	、第六十四条(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十五条及び前条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

4 前項の規定により第五十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第九十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第四号」とあるのは「第四号(同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)と、「同条第二項」とあるのは「同法第五十八条第二項」とする。

第六条 都道府県知事は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合には、その必要な限度において、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかかつていることが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所その他アフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、その必要な限度において、相当の期間を定め、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかかつていることが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所(これに隣接してアフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。)とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

5 前項の場合において、同項に規定する場所には鉄道若しくは軌道が敷設されているとき又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場

の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

6 第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

第七条 都道府県知事は、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延(家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。)を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準(衛生管理区域(第八条の二第一項に規定する施設及びその敷地をいう。以下この項において同じ。)内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法及び衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法に係る部分に限る。)を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、衛生管理区域内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法又は衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産

省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 附則第六条第一項から第三項まで及び前条の規定による措置には、第三十五条及び第四十七条の規定を準用する。

第九条 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条、第二十八条の二及び第三十条から第三十五条まで並びに附則第六条及び第七条並びに前条において準用する第三十条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第三項の規定による通行の制限又は遮断に違反した者

二 附則第七条第二項の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し及び六条を加える改正規定(附則第五条第三項中第六十四条第二号、第六十六条及び第六十七条の読替えに係る部分並びに附則第十条に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項の表第二十の項に規定する豚コレラ又は同表第二十一の項に規定するアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法(次条において「新法」という。)第二条第一項の表第二十の項に規定する豚熱又は同表第二十一の項に規定するアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

(罰則の適用に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の日から起算して二十日を経過する日までの間における新法附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「この法律の規定」とあるのは、「この法律の規定(第六十三条第三号を除く。)」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の項の下欄を次のように改める。

一 第三章(第二十一条第六項及び第七項を除く。)の規定(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事務

二 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条、第二十八条の二及び第三十条から第三十五条まで並びに附則第六条及び第七条並びに附則第八条において準用する第三十五条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

理 由

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称を、国際機関において用いられている名称に即してそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更するとともに、有効な予防液がないアフリカ豚熱が近隣諸国でまん延している状況に鑑み、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止の在り方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するために予防的殺処分を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 三六三円 三三〇円（）